

三豊市都市計画マスタープラン

令和3年6月

三豊市

ごあいさつ

本市では、平成 24 年 3 月に、まちづくりの基本的な方針を示した「三豊市都市計画マスタープラン」を策定し、広大な市域を有する中で、地域特性を生かしつつ一体のまちづくりを進めてきました。

本計画の策定から 10 年近くが経過し、まちを取り巻く環境は大きく変化しました。人口減少と少子高齢化が急速に進み、市民のライフスタイルの多様化など時代の転換期を向かえる中、今後は、安全・安心で快適な生活環境の実現や、AI や IoT などの技術革新を生かした超スマート社会（Society5.0）の実現が求められています。

このような変化に対応するために、「三豊市第 2 次総合計画」や「香川県都市計画区域マスタープラン」などの上位計画との整合性を図りながら、この度、三豊市都市計画マスタープランを改訂しました。

本計画では、まちづくりの基本方針として地域特性を生かした土地利用マネジメントによる多様性のある暮らしやすいまちを掲げました。そこで、本市では、市民の皆さまと心ひとつに、総力戦で様々な課題に立ち向かっていくことで、10 年後、20 年後も持続可能な三豊市をつくってまいります。今後は、地域特性や一人ひとりの個性を生かせるように、多極分散・ネットワーク型のまちづくりを進めていきます。

これからの本計画の実現に向けて、市民や地域、各種団体、事業者などと連携してまちづくりを進めることが重要となりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改訂にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

三豊市長 山下 昭史

目次

序章 はじめに	1
1.都市計画マスタープランの概要.....	3
1) 都市計画マスタープランとは.....	3
2.三豊市都市計画マスタープラン【改訂】.....	5
1) 改訂の目的.....	5
2) 計画の対象.....	6
第Ⅰ章 三豊市の現状と課題	7
1.三豊市の現状と課題.....	9
1) 人口等.....	9
2) 土地利用.....	10
3) 都市基盤等.....	11
4) 経済・財政.....	12
第Ⅱ章 まちづくりの将来像	13
1.まちの将来像.....	15
2.まちづくりの基本方針.....	16
1) まちづくりの目標.....	16
2) まちづくりの方針.....	17
3.将来都市構造.....	18
1) 拠点.....	19
2) 連携軸.....	20
3) ゾーン.....	20
第Ⅲ章 全体構想	21
1.土地利用の方針.....	23
1) 土地利用の基本的な考え方.....	23
2) 土地利用の配置方針.....	23
2.道路・公共交通等の方針.....	27
1) 道路網.....	27
2) 公共交通.....	28
3) その他.....	28
3.緑豊かなまちづくりの方針.....	29
1) 公園・緑地.....	29
2) 景観形成.....	30
3) 環境保全.....	31
4.豊かな生活を支える施設等の方針.....	32
5.安全・安心なまちづくりの方針.....	33

目 次

第Ⅳ章 地域別構想	35
1.地域区分.....	37
2.北部地域.....	38
1) 地域の概況.....	38
2) 地域の将来像.....	42
3) 地域づくりの方針.....	43
3.中部地域.....	44
1) 地域の概況.....	44
2) 地域の将来像.....	48
3) 地域づくりの方針.....	49
4.南部地域.....	51
1) 地域の概況.....	51
2) 地域の将来像.....	54
3) 地域づくりの方針.....	55
第Ⅴ章 実現に向けて	57
1.まちづくりの推進.....	59
1) 基本的な考え方.....	59
2) まちづくりの推進.....	59
2.まちづくりの展開.....	60

序章 はじめに

1.都市計画マスタープランの概要

1) 都市計画マスタープランとは

①計画の位置付け

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、まちづくりの将来像を定め、土地利用の方針、都市施設の整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の整備方針などをきめ細かく定める計画です。

上位計画である三豊市第2次総合計画及び都市計画区域マスタープランに即し、三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動します。

なお、三豊市では、三豊市第2次総合計画の概念をイメージ化した三豊市グランドデザインを策定（平成31年3月）し、「まちづくりマップ」の指針としています。

都市計画法

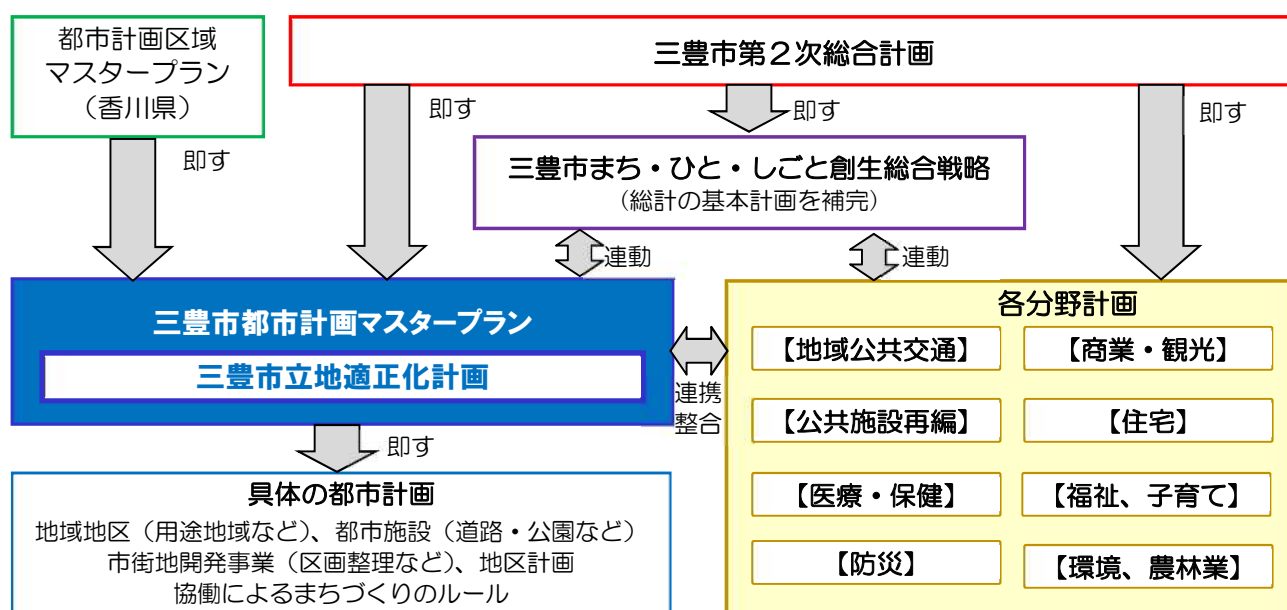
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。



②計画の役割

三豊市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたち、地域における動向に対応し、上位計画である三豊市第2次総合計画や都市計画区域マスタープラン（香川県）などとの整合性を図りながら、今後（概ね20年後）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、以下のような役割を有しています。

▼まちづくりの指針となります

三豊市第2次総合計画が示す将来像の実現をめざし、関連分野との整合を図りながら、土地利用や都市施設の整備、市街地整備などに関する方針を示すことから、本市におけるまちづくりの指針として活用されます。

また、都市計画区域マスタープラン（香川県）と整合を図ることから、市域を超えた広域的な観点からもまちづくりの指針として活用されます。

▼都市計画相互の調整を図ります

都市計画マスタープランで定める基本方針に即したものとすることで、土地利用や施設整備、市街地整備など個々の都市計画を横断的に調整します。

▼都市計画決定及び変更の指針となります

今後、都市計画を行う際には、都市計画マスタープランで示した将来像や基本方針に即したものとする必要があり、土地利用規制や各種事業の都市計画決定及び変更の根拠となります。

2.三豊市都市計画マスタープラン【改訂】

1) 改訂の目的

平成 18 年 1 月に 7 町合併で誕生した三豊市では、「三豊市新総合計画」に即して、市域全体を対象とする「三豊市都市計画マスタープラン（H24.3）」を策定し、広大な市域を有する中で、地域特性を活かしつつ一体のまちづくりを進めてきました。

一方で、都市計画の観点からは、1 つの市域に豊中・詫間・仁尾と 3 つの都市計画区域が存在し、加えて都市活力の高い高瀬町や三野町には都市計画区域が指定されていない状況が続いていましたが、合併から十数年が経ち、市民の熟度も高まってきたことを受け、都市計画区域の統合及び拡大を行い、新たに『三豊都市計画区域』として一体的なまちづくりを進めていくこととなりました。

まちを取り巻く環境をみると、合併後の十数年でその状況は大きく変化し、人口減少や少子高齢化を背景として生活利便性の低下や財政状況の悪化が懸念され、今後は、持続可能な都市経営による安全・安心で快適な生活環境の実現や、AI や IoT などの技術革新を活かした超スマート社会（Society5.0）の実現が求められています。

また、「三豊市第 2 次総合計画」や「都市計画区域マスタープラン」など上位・関連計画が策定され、これに即し、連動し、整合を図る必要があります。

こうしたことから、三豊市第 2 次総合計画が掲げる「One MITOYO」の実現をめざし、行政と市民、事業者が協力してまちづくりを進めていくための指針となる「三豊市都市計画マスタープラン」を改訂します。

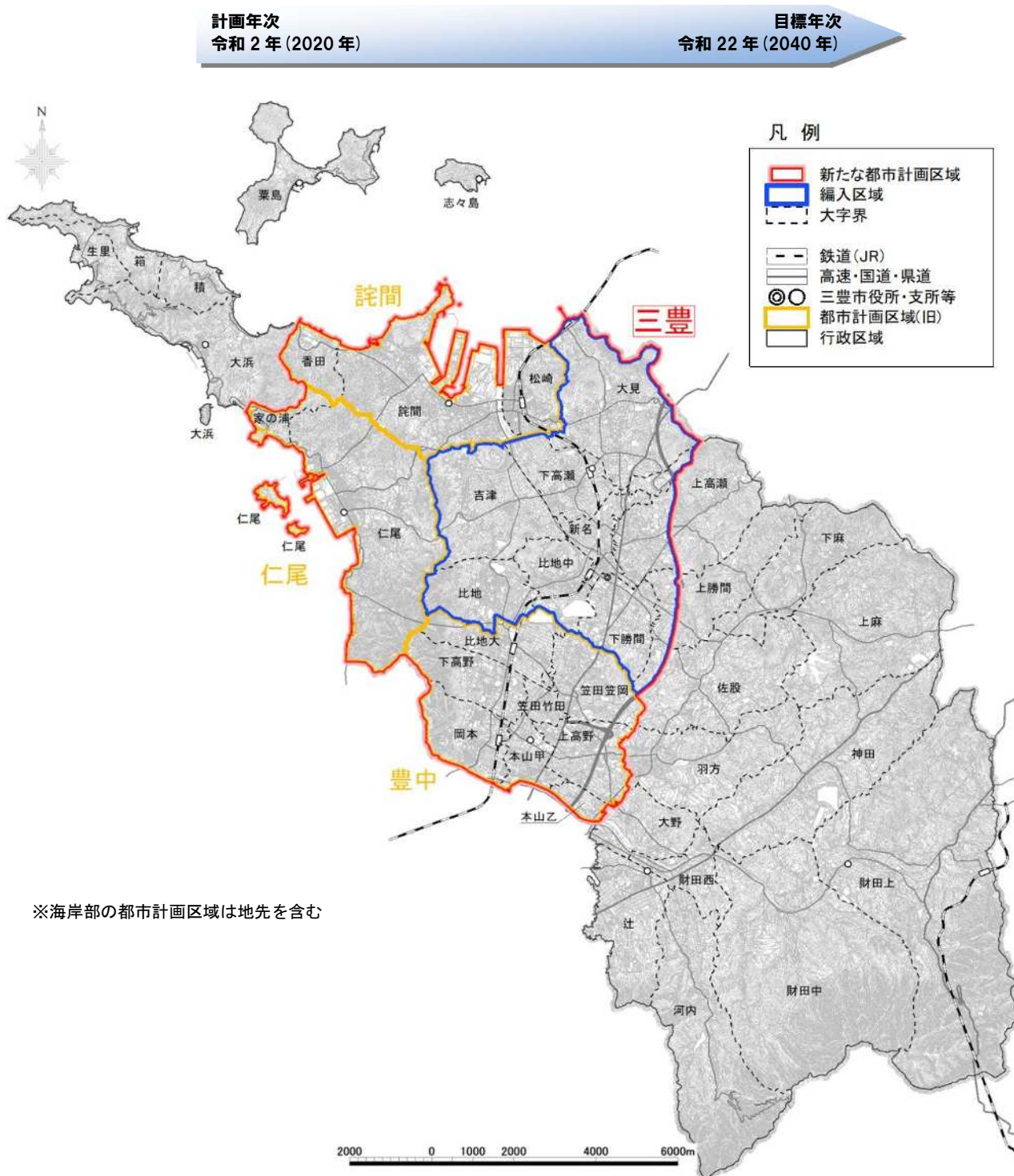
2) 計画の対象

市域全体を見渡すまちづくりの指針とするため、対象区域を【**三豊市全域**】とします。

ただし、具体的な都市計画については都市計画区域を対象とします。

また、都市計画マスタープランが長期的な展望に立った将来像を定め、その実現に向けた土地利用や都市施設などの基本的な方針を定める計画であることを踏まえ、計画期間を概ね 20 年間とし、目標年次を【**令和 22 年(2040 年)**】と設定します。

ただし、計画策定後は、社会経済情勢の変化や土地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。



第1章 三豊市の現状と課題

1.三豊市の現状と課題

1) 人口等

【現状】

- 本市の人口は減少傾向にあり、平成 27 年現在 65,524 人となっています。さらに、令和 27 年には 44,379 人と 30 年間で約 3 割減少することが予測されています。
- 平成 27 年現在の高齢化率は 34.2%となっています。今後も全世代で人口が減少する中、特に生産年齢人口の減少が著しいことから、高齢化率は高まり、令和 27 年には 42.7%となることが予測されています。
- 本市には人口の高密度な地域が存在しません。そうした中で市全域の人口密度（グロス）をみると、人口減少に伴う人口密度の低密度化が全市的に進み、平成 27 年現在 3.0 人/ha が令和 27 年には 2.0 人/ha となることが予測されます。

【問題点など】

- 生産年齢人口の減少により、財政規模の縮小が予測されます。
- 人口密度の低下により地域活力の低下、都市機能の衰退、地域防災力の低下などを招き、都市の持続性が脅かされることが懸念されます。
- 昨今の高齢ドライバーによる交通事故を受け、免許証の自主返納の増加も予測される中、高齢者など交通移動困難者の増加が懸念されます。

【課題】

- 人口減少、少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進することが求められています。
- 超高齢社会に対応した暮らしやすいまちづくりを推進することが求められています。

2) 土地利用

【現状】

- 自然的土地利用の割合が高く、まとまりのある市街地は国道 11 号及びさぬき浜街道など幹線道路沿道の一部に限られています。
- 山間部では土砂災害、平野部では河川浸水、沿岸部では津波浸水に関するハザード区域が指定されています。
- 国道 11 号及びさぬき浜街道など幹線道路沿道では、ある程度の開発需要があることが伺えます。
- 市全域に空き家が散在する中で、高瀬・山本・詫間・仁尾地域では、支所周辺の市街地に空き家が密集しています。
- 父母ヶ浜や荘内半島など、良好な自然環境や多様な歴史・文化資源等を有しています。
- 豊中・詫間・仁尾の 3 つの都市計画区域が一体化されるとともに、新たに高瀬町の一部と三野町が都市計画区域に編入され、三豊都市計画区域となりました。

【問題点など】

- 無秩序な開発等により人口拡散や空き家増加が進むと、地域活力の低下、都市機能の衰退、地域防災力の低下、非効率な投資（公共・民間）などを招き、安全・安心で快適な暮らしが脅かされることが懸念されます。
- 新たに一体的な都市計画区域が指定され、土地利用をマネジメントする基盤が整いました。

【課題】

- 安全・安心で快適なまちづくりをめざし、地域特性を活かした効率的・効果的な土地利用のマネジメントが求められています。

3) 都市基盤等

【現状】

- 高松自動車道、国道 11 号、さぬき浜街道などを広域連携軸として、その他国・県・市道により道路網が形成されています。
- 都市公園が 9 ヶ所整備（供用率 100%）されています。
- コミュニティバスは、便数やアクセス性など一定のサービス水準を確保しており、概ね居住地域を網羅しています。
- 鉄道は、少ない便数、老朽化した駅舎等施設、狭い駅前広場（バスとの連携が弱い）など、サービス水準があまり高いとはいえません。

【問題点など】

- 財政規模が縮小し、民生費割合が高まる中で、新たな施設整備への投資は限られたものとなります。
- 国道 11 号の渋滞解消、生活道路の整備、道路の安全性向上が求められています。
- 公園緑地に対する市民意向では、防災機能やレクリエーション機能などの向上が求められています。
- コミュニティバスや鉄道など公共交通では、人口減少に伴う利用者数減少などにより、サービス水準の低下を招くことが懸念されます。また、都市機能の集積度など拠点が担う役割によって、路線や結節点の優先順位が変更されることも考えられます。

【課題】

- 必要性に応じた道路や公園など都市施設の整備を進めるとともに、安全性など機能を付加していくことが求められています。
- 交通移動困難者に配慮した、公共交通利便性の向上が求められています。

4) 経済・財政

【現状】

- ・第 3 次産業の就業人口が増加する中、財田地域を筆頭に高瀬・山本地域など南部では第 1 次産業の割合が他地域よりも高くなっています。
- ・観光客入込客数は近年横ばい傾向にあるものの、平成 29 年以降は SNS で話題となった父母ヶ浜の入込客数が大きく値を伸ばしました。
- ・豊中地域の商業施設が一带の商業核を担っています。
- ・歳出に対する民生費の割合は微増傾向にあります。
- ・多くの公共施設で老朽化が進んでいます。

【問題点など】

- ・均等・平等の考え方に基づくまちづくりを進めることで非効率な都市運営となり、財政状況の悪化を招くことが懸念されます。
- ・今後も高齢化率の高まりによる医療・介護費など民生費の割合の増加が予測され、財政状況の悪化を招くことが懸念されます。
- ・現状の公共施設を全て維持した場合、更新費用は不足し続けることが予測されています。

【課題】

- ・自然環境や歴史文化、都市機能、都市施設など地域特性を的確に捉え、既存ストックを有効活用しながら、効率的・効果的なまちづくりを進めていくことが求められています。
- ・高齢者など全ての人が暮らしやすい、健康増進のまちづくりを進めていくことが求められています。

第11章 まちづくりの将来像

1.まちの将来像

三豊市では、市の最上位計画である三豊市第2次総合計画において、まちの将来像を以下のとおり設定しており、都市計画マスタープランでもこのまちの将来像を踏襲します。

また、三豊市第2次総合計画では「63,500人+」を人口目標に掲げており、都市計画マスタープランでもこれをめざします。

One MITOYO

～心つながる豊かさ実感都市～

本市誕生以来、地域で築き上げられてきた歴史や伝統文化に育まれた市民の力で、まち全体に豊かさやにぎわいがあふれる郷土がつくられてきました。一方で、首都圏への人口集中や出生数の低迷がもたらす人口減少・人口構造の変化は、私たちの生活に大きな影響を与えています。

このような現状の中、未来に向かって持続・発展するまち三豊を実現させるためには、市民の皆さんと一丸となり、「総力戦」で挑み続けるほかありません。

決して一極集中型のコンパクトシティをめざすのではなく、地域の特性や一人ひとりの個性を生かした三豊ならではの「Only One」をつくりながら、これから待ち受けている多くの課題に対し、市民とともにチームみとよとして心ひとつに立ち向かっていこうという決意のもと、「One MITOYO」を本市がめざす将来像として掲げます。

また、何よりめざすべきは、安全・安心な暮らしの中、豊かさを実感し、夢や希望をかなえることができる市民一人ひとり「One」の実現です。

10年後、さらにその先の「未来」で、子どもたちが自由に夢を描き、かなえるための“豊かさ実感都市”を、「今」を生きる私たちみんなの手でつくっていきましょう。

63,500人^{プラス}+

本計画において、63,500人+という人口目標を掲げます。現在の人口である63,500人を維持し、+には「さらなる人口増加」と「交流人口・関係人口の拡大」の2つの意味を持たせています。

人が集まるまちには、豊かさや人が育ちます。また、確保した財源によって、多様なニーズや変わりゆく社会情勢にも迅速に対応できる市政運営が可能となります。

これまで、高い人口目標を設定することで、予測を大きく上回る人口を確保し、まちのにぎわいを実現してきたように、減少する人口予測をただ受け入れるだけの縮小思考では、持続・発展し続ける三豊の未来を描くことはできません。

本市は今後10年間、人口の維持、さらには増加という高みをめざし、勢いを持って人口減少に立ち向かいます。

2.まちづくりの基本方針

1) まちづくりの目標

人口減少・少子高齢化が進展する中、広大な市域を有する本市では、全ての地域へ均等・平等に投資し続けることは困難な状況となっています。

7 町合併から十数年が経過し、市民の意識も醸成されたことから、これからは、市民とともに「One MI TOYO」として均等・平等からの脱却を図り、役割分担や地域特性に応じた集中投資を行い、土地利用のマネジメントを積極的に進めていきます。

そうした中で、都市計画マスタープランでは将来像の実現に向けて、以下のとおり、まちづくりの目標を設定します。

【まちづくりの主要課題】

【人口等】

- ・持続可能なまちづくり
- ・暮らしやすいまちづくり

【土地利用】

- ・地域特性を活かした効率的・効果的な土地利用のマネジメント

【都市基盤等】

- ・必要性に応じた都市施設の整備と機能付加
- ・公共交通利便性の向上

【経済・財政】

- ・効率的・効果的なまちづくり
- ・健康増進のまちづくり



地域特性を活かした土地利用マネジメントによる

多様性のある暮らしやすいまちをめざして

2) まちづくりの方針

まちづくりの目標に基づき、まちづくりの方針を以下のとおり設定します。

方針 1 個性と活力のある持続可能なまちづくり

- ・都市機能や都市施設、自然環境、歴史文化など地域特性を活かした効果的な土地利用マネジメントを推進するとともに、拠点や地域をつなぐ公共交通ネットワークの充実を図り、SDGsを意識した持続可能な都市の実現をめざします。
- ・豊かな自然環境の保全・活用、公園緑地等の適正な維持管理、公共施設等の緑化推進など、グリーンインフラの構築による自然と共生するまちづくりをめざします。
- ・農林漁業の生産基盤の保全、魅力ある加工品の開発など、産業振興の活性化を図ります。
- ・既存の工業・流通機能の活性化を支援するとともに、新たな企業の誘致、産業基盤の整備などを行い、働く場が確保された活力あるまちづくりを進めていきます。
- ・地域の魅力を積極的に発信し、交流人口や関係人口の拡大をめざします。
- ・計画的な土地利用を推進するため、土地利用のルールづくりなどを検討します。
- ・空き家や空き地等の有効活用を促進します。

方針 2 既存ストックの活用による効果的なまちづくり

- ・既存施設への機能付加、適切な維持・管理による長寿命化、民間活力の導入検討など、コストの縮減、平準化による効果的な施設の運営に努めます。
- ・公共施設の統廃合など、「選択と集中」による効果的な整備を推進します。
- ・周辺自治体との連携強化による役割分担など、広域的な観点からのまちづくりを進めます。

方針 3 安全・安心で人にやさしいまちづくり

- ・激甚化する自然災害に備えて、ソフト・ハードの両面から防災・減災や復旧・復興に係る施策を、まちづくり施策や産業施策も含めた総合的な取組として計画的に実施（国土強靱化）します。
- ・全ての人が安全・安心で気持ちよく暮らせるように、主要施設などのユニバーサルデザイン化に努めます。
- ・既存の公共交通の充実や新たな交通手段の確保などにより、市民や観光客の交通利便性を確保します。

方針 4 市民とともに成長するまちづくり

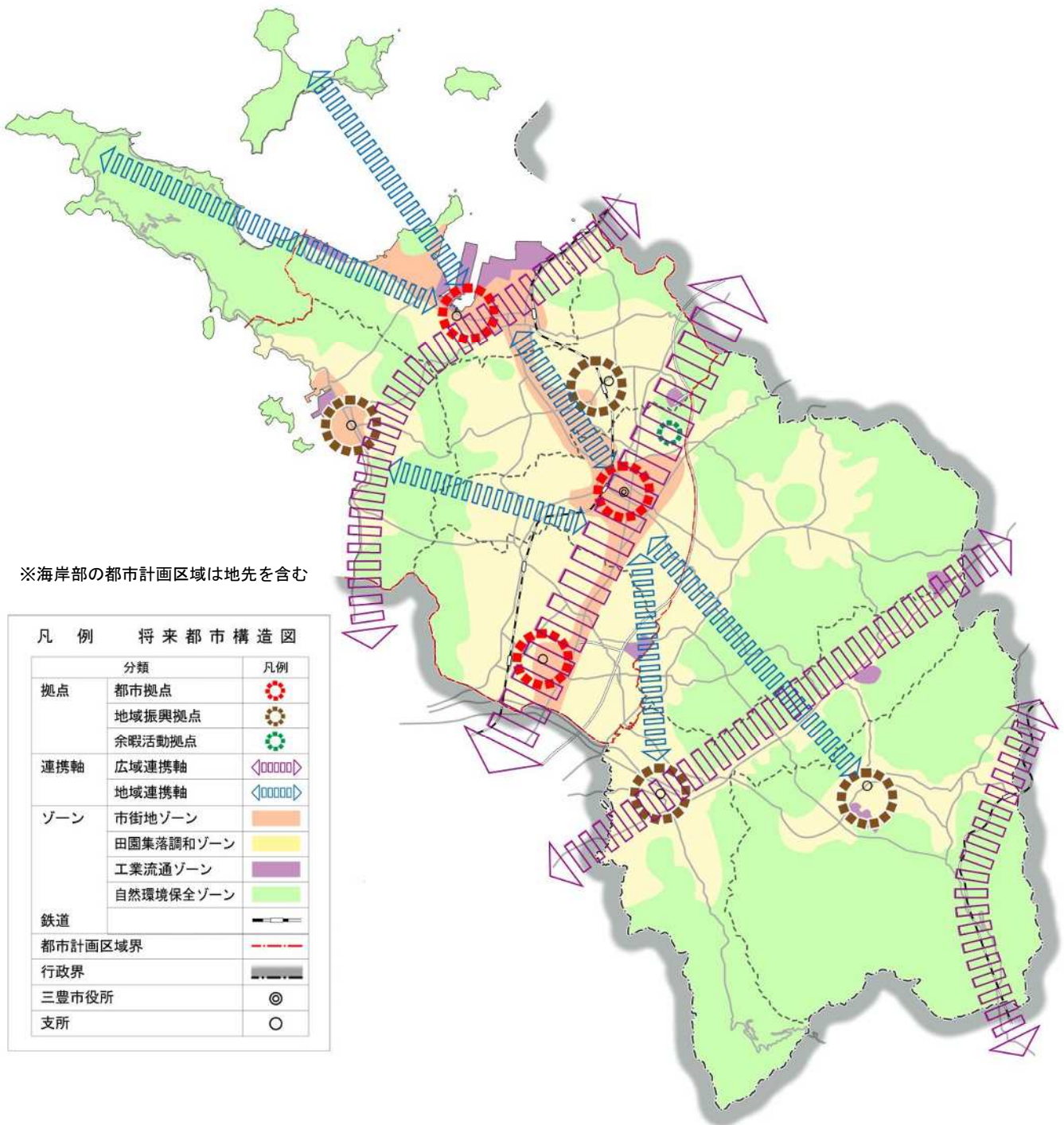
- ・都市計画提案など市民の発意によるまちづくりへと展開されるよう、まちづくりに対する市民の理解を深め、積極的な参画を促進します。
- ・子育て支援、教育、高齢者の生きがいづくり、交流促進などにより、三豊市が発展していくための人材育成に努めます。
- ・市民、事業者、NPOなど多様な主体と協働で、多様な課題に対応していくことにより、行政も成長していきます。

3. 将来都市構造

現状の土地利用、道路や公園、公共施設など既存施設の配置、公共交通網、各種都市機能の分布状況をもとに、三豊市第2次総合計画や三豊市ランドデザインなど上位関連計画を踏まえて、将来都市構造を次のように設定します。

基本的には、各拠点がその求められる機能を発揮しつつ、道路網や公共交通ネットワークにより各拠点や地域を連携することにより、「Only One」で持続可能な「多極分散・ネットワーク型」の都市構造をめざします。

■将来都市構造図



1) 拠点

【都市拠点】

- ・「にぎわい」「交通」「観光」「文化」「子育て」「行政サービス」などで高次の機能を有するとともに、多様な役割を果たすJR高瀬駅を含む三豊市役所周辺、豊中及び詫間の支所周辺を位置付けます。
- ・拠点では、生活利便性や交通利便性を維持・向上させるとともに、求められる役割に応じた高次の都市機能を集積し、都市の魅力を市内外に発信する求心力の高い区域を形成します。

【地域振興拠点】

- ・「にぎわい」「産業」「行政サービス」などの役割を果たすことで生活や地域振興の中心となる山本、三野、仁尾、財田の支所周辺を位置付けます。
- ・拠点では、既存の公共・公益施設や商業・業務施設を活かしつつ、必要な機能の維持・付加、産業や人材の育成、課題解決のチャレンジ、交通利便性の確保などを図り、その恩恵が地域に還元される地域振興の核となる区域を形成します。

【余暇活動拠点】

- ・「スポーツ」を核とした余暇活動の中心となる緑ヶ丘総合運動公園周辺を位置付けます。
- ・拠点では、施設の整備・改修や機能充実、イベント開催等による交流拠点づくりを進め、スポーツ振興や次世代育成の核となる区域を形成します。

【コミュニティ拠点】

- ・市内に点在するコミュニティ拠点は、地区レベルの日常生活や、交流の中核、芸術や文化、産業など特色ある地区の中心地としての役割を果たす、小学校や公民館、図書館などコミュニティの中心となり公共交通ネットワークが配置された区域を位置付けます。
- ・既存施設を活かしつつ、コンテナ型や移動型など従来の恒久施設とは発想を変えた機能配置を行い、コミュニティの住民が気軽に集い、日常生活を維持し、社会参加ができる区域を様々な主体との協働により形成します。

2) 連携軸

【広域連携軸】

- ・高松自動車道、国道、さぬき浜街道、鉄道を位置付けます。
- ・広域連携軸では、近隣市町や中四国の主要都市など都市間の連携強化を目的として、施設整備や機能充実などによる交通利便性の向上を図ります。

【地域連携軸】

- ・交通結節点である高瀬や詫間の都市拠点と市内の主たる地域をつなぐ交通軸として地域連携軸を設定します。ただし、地域連携軸は具体的な路線を示すものではありません。
- ・地域連携軸では、市民や観光客のニーズに応じたコミュニティバス網の充実を図ります。

【地域連携補助軸】

- ・中山間地域や島しょ部などでは、地域連携軸を補完する地域連携補助軸を検討します。
- ・地域連携補助軸では、AIやIoTなど今後の技術革新も視野に入れながら、過疎化や高齢化など地域が抱える課題に対応した先端技術を活かした新たな交通方式などの交通手段の導入を検討します。

3) ゾーン

【市街地ゾーン】

商業・業務や公共公益施設など都市機能が一定集積した区域と、その周辺に広がる住宅地からなる区域です。

【田園集落調和ゾーン】

主に中央部の三豊平野に広がる農地と集落地からなる区域であり、営農と生活が一体となった区域です。

【工業流通ゾーン】

詫間港のある臨海工業地域や内陸型の工業団地、インターチェンジ周辺など、計画的に工業・流通機能が集積された区域であり、本市の産業を先導していく区域です。

【自然環境保全ゾーン】

荘内半島や高松自動車道以東の山間部などからなる区域です。

第三章 全体構想

1.土地利用の方針

1) 土地利用の基本的な考え方

現状の土地利用を基本としつつ、地域特性を活かした効果的な土地利用マネジメントを推進し、地域の魅力が相乗効果を生み、都市全体の活力となることをめざします。

- ・主に海と島で形成され自然環境と観光資源が豊かな北部地域、主にまちと田園で形成され都市活動の中心となる中部地域、主に山と里で形成され自然環境と農産物が豊かな南部地域と3つの地域構成を基本とし、持続可能なまちづくりに寄与するものを除き、大規模な開発等については、中部地域で行うことを原則とします。
- ・新たな都市計画区域では、都市計画法に基づき計画的な土地利用を推進し、必要に応じて地域地区の指定など土地利用規制の導入を検討します。
- ・地域の魅力向上に向けた地区計画の指定や協定の締結など、必要に応じて住民主体のルールづくりを促進します。
- ・開発時においても良好な地区環境が維持・保全されるよう、地区計画の指定や協定の締結などを事業者に促します。
- ・低・未利用地や空き家をまちの資源として捉え、効果的な活用を促進します。

2) 土地利用の配置方針

①市街地ゾーン

商業・業務や公共公益施設など都市機能が一定集積した区域と、その周辺に広がる住宅地からなる区域です。

▽住居系のエリア

- ・小規模な生活利便施設の立地を許容しつつ、住宅を中心とした良好な生活環境の維持・形成に努めます。
- ・都市拠点周辺では、高齢者住宅など多様なニーズに応じた住宅供給、都市拠点の利便性向上、ユニバーサルデザインの推進などにより、多世代のまちなか居住を促進します。
- ・道路や公園など都市基盤の整備や適正管理、建築物の不燃化・耐震化など防災機能の強化、緑化の推進、空き家・空き地の有効活用など、快適で安全・安心な居住環境の創出を図ります。
- ・密集市街地では、各種手法の活用による基盤整備やオープンスペースの確保を検討し、良好な居住環境の創出を図ります。また、建替時の不燃化・耐震化を促進します。

▽商業・業務系のエリア

【都市拠点】

- ・生活利便性や交通利便性を維持・向上させるとともに、求められる役割に応じた高次の都市機能を集積し、都市の魅力を市内外に発信する求心力の高い区域を形成します。
- ・土地の高度利用、複合利用を推進し、必要に応じて建築物の形態規制の変更などを検討します。

【地域振興拠点】

- ・既存の公共・公益施設や商業・業務施設を活かしつつ、必要な機能の維持・付加、産業や人材の育成、課題解決のチャレンジ、交通利便性の確保などを図り、その恩恵が地域に還元される地域振興の核となる区域を形成します。

▽沿道サービス系のエリア

- ・周辺生活環境への影響に配慮しつつ、既存の商業系土地利用を維持し、住民及び道路利用者の利便性向上を図ります。
- ・大規模集客施設（1 万㎡超）については、周辺生活環境だけでなく広域的な影響も大きいことから、香川県や周辺市町と調整を図りつつ、立地を慎重に判断します。

②田園集落調和ゾーン

主に中央部の三豊平野に広がる農地と集落地からなる区域であり、営農と生活が一体となった区域です。

【地域振興拠点周辺】

- ・既存の公共・公益施設や商業・業務施設を活かしつつ、必要な機能の維持・付加、産業や人材の育成、課題解決のチャレンジ、交通利便性の確保などを図り、その恩恵が地域に還元される地域振興の核となる区域を形成します。

【その他】

- ・農林漁業施策との連携を図りつつ、自然環境と調和したゆとりと潤いのある居住環境の形成に努めます。
- ・生活道路の修繕等を継続し、集落地の居住環境の維持に努めます。
- ・収益性向上に向けた取組、担い手の育成、農地の荒廃防止、生産基盤の整備など、営農環境の維持・向上を図るとともに、農業体験など都市住民との交流を促進します。
- ・開発行為については、土地利用の方針に基づき適正判断を行うとともに、土地利用転換の際には、周辺の自然環境との調和に配慮します。

③工業流通ゾーン

詫間港のある臨海工業地域や内陸型の工業団地、インターチェンジ周辺など、計画的に工業・流通機能が集積された区域であり、本市の産業を先導していく区域です。

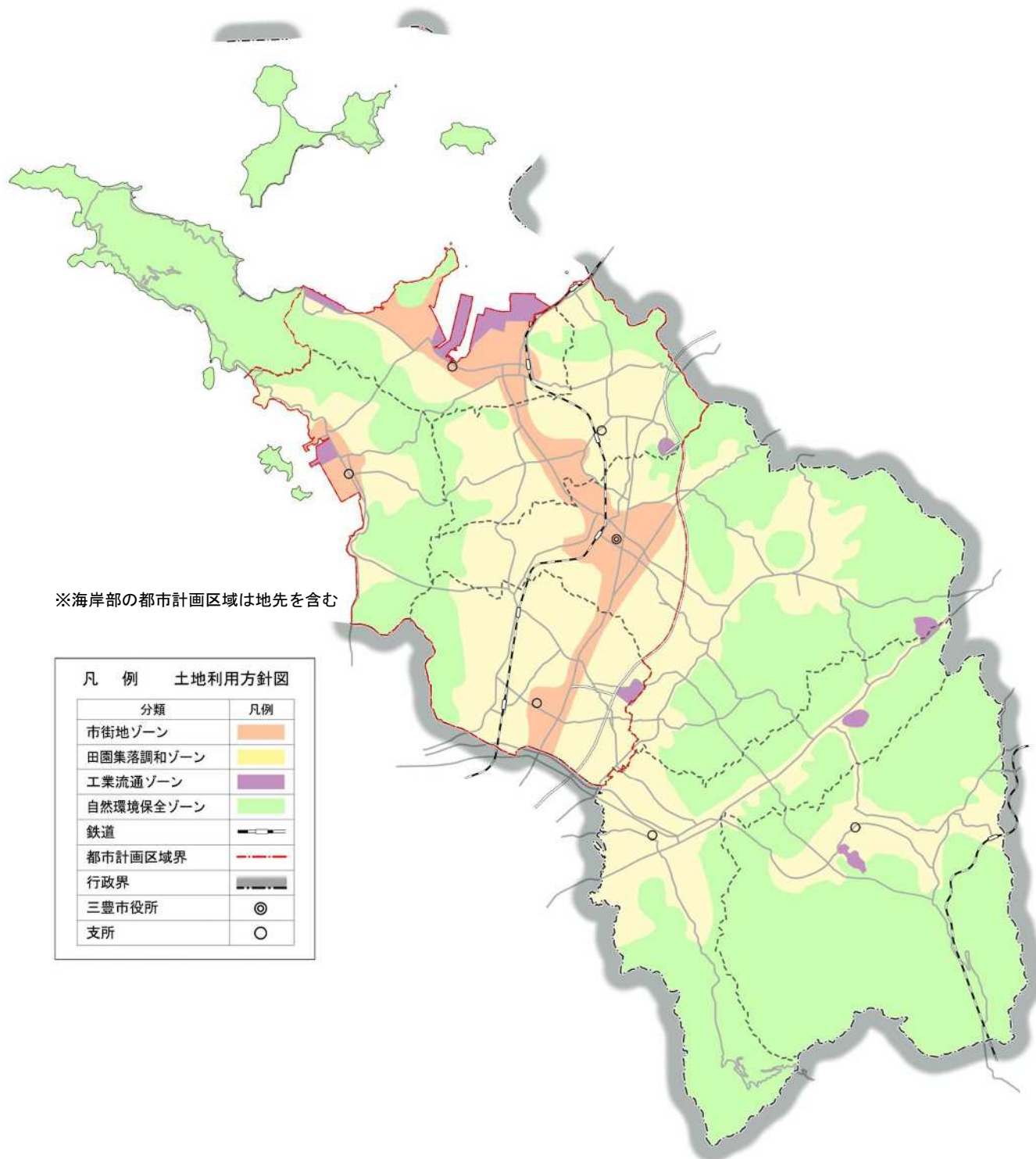
- ・周辺の自然環境や生活環境との調和を図りつつ、工業・流通機能の拡充・充実に応じた用地確保等を図ります。
- ・本市の強みである交通利便性を活かしつつ、経営力の向上・強化、事業創出の環境整備・支援、企業立地態勢の強化、雇用・就労支援などに取り組み、雇用基盤の確保や産業の活性化へと展開します。

④自然環境保全ゾーン

荘内半島や高松自動車道以東の山間部などからなる区域です。

- ・国土保全、景観形成、レクリエーションなど多様な機能を有する豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・妙見山などの風致地区、弥谷山自然環境保全地域、七宝山などの緑地環境保全地域、大浜などの自然海浜保全地区については、法や条例に基づき、良好な自然環境の保全に努めます。
- ・レクリエーションの場、ふれあいの場、または自然体験や学習の場を設けるなど、市民や観光客に親しまれる自然環境と共生した土地利用を図ります。
- ・貴重な野生動植物の生息・生育・繁殖環境であり、特に保全が必要な地区では、法や条例等による保全地域の指定を検討します。
- ・生活の一部として利活用されてきた里山では、土地所有者や市民と協働しながら、復元や保全、適正な維持管理を行い、公益的機能を維持するとともに、身近な自然とふれあう空間としての活用を図ります。

■土地利用方針図



※海岸部の都市計画区域は地先を含む

凡 例 土地利用方針図	
分類	凡例
市街地ゾーン	
田園集落調和ゾーン	
工業流通ゾーン	
自然環境保全ゾーン	
鉄道	
都市計画区域界	
行政界	
三豊市役所	
支所	

2.道路・公共交通等の方針

1) 道路網

既存道路の有効活用という観点から、自動車専用道路、国道、県道、市道及び農道など道路種別にとらわれず、役割や必要性などの道路特性や道路網整備状況等を踏まえながら、長期的視野に立った計画的な整備や維持管理を推進します。

▽広域連携及び道路ネットワークの充実

- ・高松自動車道では、高速交通機能や都市間連携の強化、災害時の緊急輸送路などの観点から、適正な維持管理を国に働きかけます。
- ・国道及びさぬき浜街道では、都市の骨格軸の形成、時間短縮による物流・交流機能の強化、災害時の緊急輸送路などの観点から、整備の促進や適正な維持管理を国・県に働きかけます。
- ・拠点間及び主要な地域の連携強化、道路ネットワークの充実という観点から、県道の未改良区間の整備や適正な維持管理を県に働きかけます。
- ・日常生活に密着した市道では、国・県道との機能分担等に配慮しながら、計画的かつ効率的に整備を推進するとともに、市民との協働のもと、適正な維持管理に努めます。
- ・生産基盤、森林の適正管理及び道路ネットワークの充実という観点から、計画的な農道・林道の整備と適正な維持管理に努めます。

▽道路機能の向上

- ・防災機能の強化という観点から、道路特性に応じた整備を推進し、災害に強い道路網の形成に努めます。
- ・災害時の緊急輸送路に指定された道路では、路面や法面などの防災整備・修繕、橋梁やトンネルなどの補強を積極的に国・県へ働きかけます。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した整備に努め、誰もが安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。
- ・交通事故多発地点などの危険箇所においては、歩行空間の確保や安全施設の設置など、交通安全対策に努め、安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。
- ・健康増進に寄与する自転車利用の促進に向けて、道路危険箇所の調査、歩行者の安全確保、啓発活動や安全指導等の実施などを図ります。
- ・都市景観や環境に配慮した整備に努め、快適なみちづくりを推進します。

2) 公共交通

持続可能な都市の実現に向け、鉄道網の利便性向上をJRに働きかけるとともに、駅周辺の一体的な整備、コミュニティバスの利便性向上、新たな交通手段の導入検討、離島航路の維持などを図ります。

なお三豊市では地域公共交通計画を策定中であり、当該計画において、地域公共交通のあり方や整備の方針、新たな交通手段などを検討します。

3) その他

- 詫間港の物流機能や仁尾港のマリンレジャー機能の強化を図るため、臨港地区の機能維持や新たな港湾整備を関係機関に働きかけます。
- その他の港湾についても、地場産業の振興や観光・レジャーの観点から、適切な維持管理に努めます。
- 漁港施設の適正な維持管理や計画的な施設改修を行い、水産業の振興を図ります。

3.緑豊かなまちづくりの方針

風光明媚な瀬戸内海、紫雲出山に代表される荘内半島、平野部のため池や農地、河川、丘陵地や山間部が有機的に繋がる緑の軸が本市の魅力となっています。

こうしたことから、この緑の軸を活かしつつ、公園・緑地の効果的な整備や適正管理、良好な都市景観の創出、自然環境の保全などグリーンインフラの構築を図り、潤い豊かな都市環境の創出に努めます。

1) 公園・緑地

▽広域レクリエーション施設の機能充実

- ・朝日山森林公園など自然環境を活かした公園、紫雲出山等を含む荘内半島一帯、自然資源豊かな島々、海水浴場、仁尾マリーナなどは、市民の余暇活動に加え、都市間交流という観点からも重要な施設となっています。こうしたことから、三豊の魅力でもあるこれらの地域資源を活用し、広域レクリエーション施設として、利用者のニーズに応じた機能の強化、特性を活かした魅力の向上、アクセス強化などを図り、利用満足度を高め、施設利用者を増やすとともに、交流人口の増加に繋げていきます。
- ・瀬戸内海国立公園では、公園計画に基づき保全・利用を促進します。
- ・緑ヶ丘総合運動公園、宝山湖公園では、スポーツ振興や次世代育成を目的とした交流機能の充実に努めます。
- ・規模の大きな公園では、施設の導入や維持・改善、レクリエーション機能や防災機能の充実に努めます。

▽身近な公園・広場の整備

- ・子供から高齢者まで気軽に憩い、集える身近な公園・広場については、既存施設の整備状況や地域特性等を踏まえながら、計画的な配置を図るとともに、老朽施設の改修など利用者のニーズに応じた整備を図ります。
- ・災害時の一次避難地としての利用を想定し、防災機能の充実に努めます。
- ・宅地開発等においては、良好な居住環境創出のため、自然を活かした癒しの空間や公園・広場等の整備を促進します。

▽市民と協働による利用満足度の向上

- ・地域住民等との協働による公園・広場等の計画・整備・維持管理に努め、利用満足度の高い公園を創出します。
- ・既存の公園・広場等についても、地域住民等との協働による整備・改修を図ることで、利用者のニーズを反映した、利用満足度の高い公園とします。

2) 景観形成

◇良好な自然景観の保全・活用

- 市街地周辺の丘陵地や社寺林などの緑は、日常生活に潤いと安らぎを与える緑であることから、適正な維持管理に努め、良好な市街地背景として活用します。また、必要に応じて法や条例等に基づく保全を検討します。
- 高瀬川や財田川などの河川、平野部に点在するため池、海岸線など、日常生活に潤いと安らぎを与える水辺環境の保全に努め、良好な都市景観として活用します。
- 本市の景観を代表する一団の農地と集落が一体となった田園景観については、農業施策との連携を図りながら保全に努めます。
- 法や条例等で指定された樹林や樹木の適正な維持・管理に努めます。また、寺社境内地の巨木や地域のシンボルとなる樹木についても、必要に応じて、法や条例等による保全を検討します。
- 農業施策や観光施策と連携し、日本一の生産量を誇るマーガレットなど、花き栽培の景観・観光資源として活用を推進します。

◇魅力ある景観の創出

- 歴史的・文化的資産である街並みやみち、文化財などの施設、または、これらと一体となり歴史的風土を形成している緑の保全を図ります。
- 都市拠点においては、まちのシンボルとなる公園・広場等の整備、公共施設や商業施設における緑化などにより、まちの顔となる景観の創出を図ります。

◇市民との協働による良好な景観の形成

- 良好な街並み景観の形成をめざし、地区計画や協定などの制度活用を検討します。
- 公共施設の緑化を推進するとともに、景観に関する普及啓発活動を推進することにより、市民の意識高揚を図り、主体的な美化・緑化活動の活性化、住宅地や事業所、店舗、工場などの緑化促進へと繋げていきます。

3) 環境保全

▽良好な自然環境の保全

- 水源かん養や土砂流出防止など公益的機能を有する山間部や丘陵地では、林道の維持・管理や森林整備などに努め、これらの豊かな自然環境を保全します。
- 野生動植物の生息・生育・繁殖環境でもある市街地周辺の丘陵地や里山などの緑の適正な維持管理に努め、必要に応じて法や条例等に基づく保全を検討します。
- 野生動植物の生息環境である高瀬川や財田川などの河川、平野部に点在するため池など水辺環境の保全に努めます。
- 都市環境負荷の低減にも重要な役割を果たす農地では、農業施策との連携を図りながら保全に努めます。

▽環境負荷の低減

- 廃棄物の発生抑制や減量化、資源のリサイクルなどを推進し、環境負荷の少ない循環型社会の実現をめざします。
- 道路整備による交通の円滑化、公共交通の利用促進、多極分散・ネットワーク型の都市構造の形成などにより、低炭素社会の実現をめざします。
- 市民や事業者への意識啓発に努め、省エネルギー対策を推進します。

▽環境保全活動の推進

- 市民や事業者の環境保全に対する意識高揚を図るため、情報の提供や環境学習の推進など普及・啓発活動に努めます。
- 自然保護運動や環境保全活動、地域における環境美化運動など、市民・事業者の主体的な活動を支援するとともに、行政との連携体制の構築を図ります。

4.豊かな生活を支える施設等の方針

生活排水、河川等、ごみ・し尿処理施設、墓地・斎場、その他公共施設等においては、生活の質向上や利便性の向上をめざし、計画的に整備や機能充実、維持管理を推進します。

①生活排水

- ・都市下水路の適正な維持管理を推進します。
- ・農業・漁業集落排水処理施設については、老朽化に伴う処理施設の適正な維持・更新に取り組みます。
- ・「三豊市生活排水処理構想」に基づき、浄化槽の設置整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

②河川等

- ・関係機関と連携し、河川の改修や海岸保全施設の整備など治水対策を計画的に推進するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・また、生物多様性に配慮した自然環境の保全・創出や多自然川づくり、親水空間の創出などを図り、水と緑のネットワークの形成に努めます。

③ごみ、し尿処理施設

- ・「ごみは、すべて資源である」という理念のもとに、平成 29 年 4 月から「バイオマス資源化センターみとよ」において、「トンネルコンポスト方式」によるごみ処理を行っています。
- ・汚水処理施設（し尿及び浄化槽汚泥）については、中讃広域行政事務組合と共同処理を行い、効果的・効率的な運営を推進します。

④墓地・斎場

- ・長期的な展望に立ち、需要動向等を勘案しながら、適切な維持管理を推進します。

⑤その他公共施設等

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、適正な維持管理を図るとともに、効果的・効率的な施設の整備を推進します。

5.安全・安心なまちづくりの方針

人命の保護を最優先として被害を最小化する減災に加え、迅速な復旧・復興をめざして、自助・互助・共助・公助を基本とした市民・事業者との協働による国土強靱化を推進し、風水害や地震などの災害に強いまちをめざします。

また、ノーマライゼーションの考えに基づいた人にやさしいまちづくり、防犯対策を強化したまちづくりを推進し、市民が安心して暮らせるまちをめざします。

①国土強靱化の取組

1) 防災・減災、復旧・復興

- ・災害時の拠点施設や避難所、緊急輸送路（道路・橋梁・港湾）などの耐震性向上や防災整備を図るとともに、拠点施設への災害応急対策施設の設置などを推進します。
- ・上水道などのライフラインの耐震化や復旧迅速化のためのシステム構築などを水道企業団に働きかけます。
- ・共助の考えに基づき、自主防災組織のさらなる組織化、防災訓練の実施、組織の育成強化を促進します。
- ・避難場所や土砂災害等の危険区域などの防災情報を防災マップ、広報紙、パンフレット等で市民に周知徹底するとともに、防災意識の高揚に努めます。
- ・地域防災計画に基づき、行政や関係機関、市民との連携強化や防災体制の確立に努めます。
- ・障がい者や高齢者など災害時要援護者について、救助・安否確認など災害時の初動体制を確立するため、地域住民を中心とした防災ネットワークの構築を図ります。
- ・発災後の迅速な復旧・復興に向けて、復興の都市像を事前に想定し、その実現に向けたロードマップや取組などを検討します。

2) 身近な防災空間

- ・災害時の避難、救助・復旧活動の拠点となる学校・公園等の公共施設の耐震・耐火性の向上や緑化を推進します。
- ・工業地域と住宅地域の間にはけられた緩衝緑地について、引き続き適正に維持していきます。
- ・建築物の不燃化・耐震化、宅地内植栽を誘導し、地震や火災に強いまちをめざします。
- ・住宅等が密集する市街地では、生活道路の拡幅や避難路のネットワーク形成、オープンスペースの確保等により安全性を高めるとともに、建て替え時の不燃化・耐震化を誘導します。
- ・治山・治水、砂防及び海岸整備などにより、生活環境の安全性向上に努めます。
- ・山林の防災機能を高めるため、植林などの緑化事業を図るとともに、環境への影響が懸念される開発の防止など、山林の保護・育成に努めます。また、里山についても、景観機能に加え、防災機能を高めるため、適正な管理に努めます。

②日常生活における安全性

- 交通事故多発地点や通学路などにおける交差点改良や交通安全施設の設置等を関係機関との協力のもとに推進します。
- 街路灯の整備や周囲からの見通しを確保した公園整備、自主防犯組織の育成強化、地域における防犯活動の充実、警察や関係機関との連携強化により、犯罪が起こりにくい安全・安心なまちづくりを推進します。

③福祉のまちづくり

- 特定の人に特殊な対応をするのではなく、誰もが普通に暮らして行けるような社会環境を創るというノーマライゼーションの考えに基づき、ユニバーサルデザインの推進、既存の公共建築物や道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

第IV章 地域別構想

1.地域区分

地域区分は、歴史的な沿革や地形、地理的条件、地域の生活圏及び上位計画などを考慮し、本計画では以下のとおり3地域に区分します。

北部地域 【海と島の三豊】

詫間町の一部からなる地域で、瀬戸内海や島しょ部、荘内半島など、風光明媚な景観や豊かな自然環境を有します。

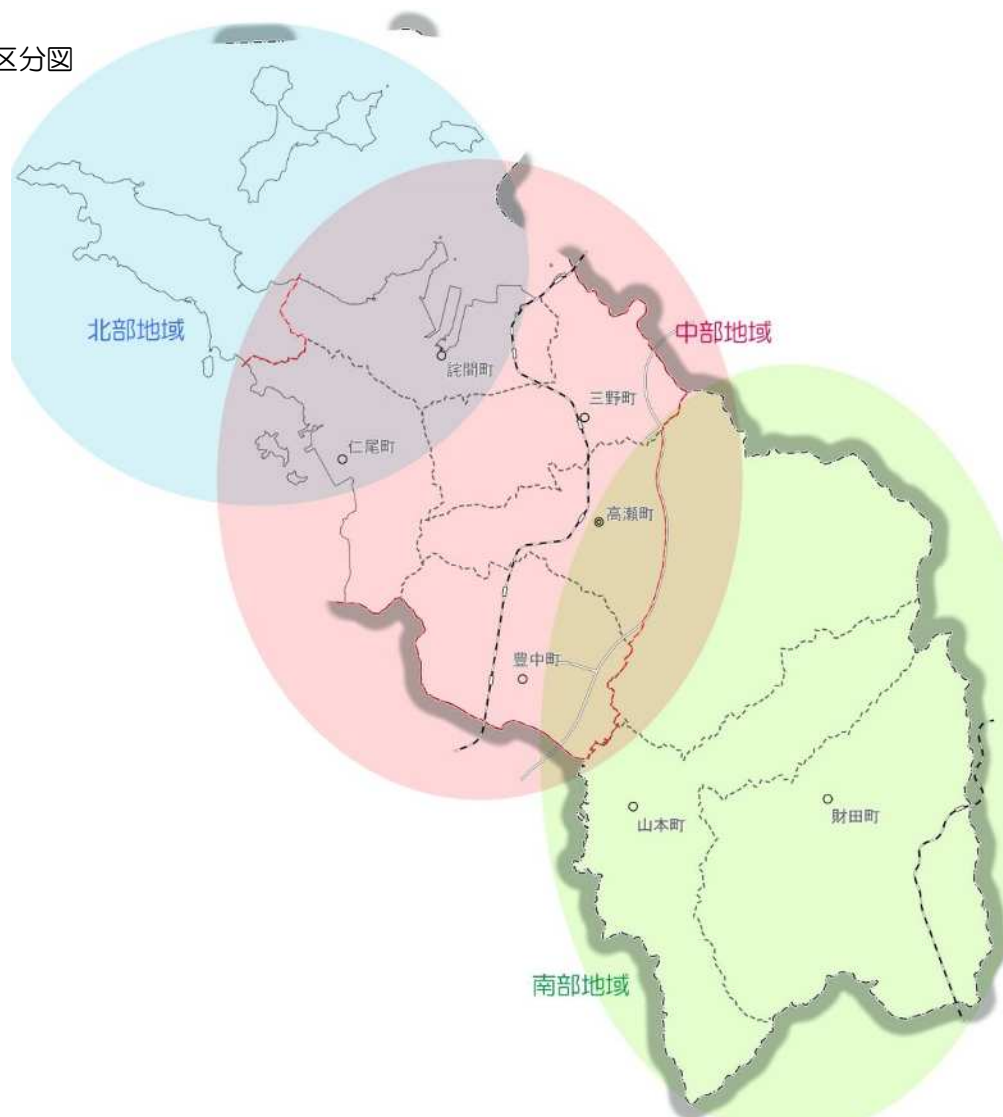
中部地域 【まちと田園の三豊】

高瀬町の一部、三野町、豊中町、詫間町の一部、仁尾町からなる三豊都市計画区域を対象とした地域で、三豊平野を中心として市街地と田園集落が広がっています。

南部地域 【山と里の三豊】

高瀬町の一部、山本町及び財田町からなる地域で、山間に農村集落が形成され、讃岐山脈へつながる丘陵地には豊かな自然環境が広がっています。

■地域区分図



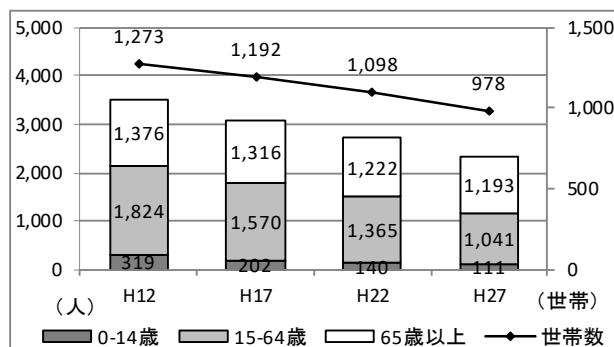
2.北部地域

1) 地域の概況

- ・ 詫間町の一部からなる地域で、瀬戸内海や島しょ部、荘内半島など、風光明媚な景観や豊かな自然環境を有します。

【人口】

- ・ 平成 27 年現在の人口は 2,347 人であり、市全体の 3.6% を占めています。
- ・ 地域の人口は減少傾向にあり、平成 12 年から 15 年間で 1,172 人減少しています。
- ・ 平成 27 年現在の高齢化率は 50.8% であり、市全体 (34.2%) より 16.6 ポイント高くなっています。
- ・ 地域の世帯数は減少傾向にあり、平成 27 年現在で 978 世帯です。
- ・ 地域の世帯人員は減少傾向にあり、平成 27 年現在で 2.40 人/世帯と核家族化の進展がみられます。



■北部地域

資料: 国勢調査

		H12	H17	H22	H27
総人口	人	3,519	3,088	2,728	2,347
0-14歳	人	319	202	140	111
	%	9.1	6.5	5.1	4.7
15-64歳	人	1,824	1,570	1,365	1,041
	%	51.8	50.8	50.0	44.4
65歳以上	人	1,376	1,316	1,222	1,193
	%	39.1	42.6	44.8	50.8
世帯数	世帯	1,273	1,192	1,098	978
世帯人員	人/世帯	2.76	2.59	2.48	2.40

資料: 国勢調査

【土地利用】

- ・ 地域の大部分を山林が占め、谷間や海岸沿いの平地に集落が形成されています。
- ・ 農地転用や新築、開発などは活発に行われていません。
- ・ 海岸線や紫雲出山、島しょ部は瀬戸内海国立公園（特別地域）に指定されています。

【都市施設】

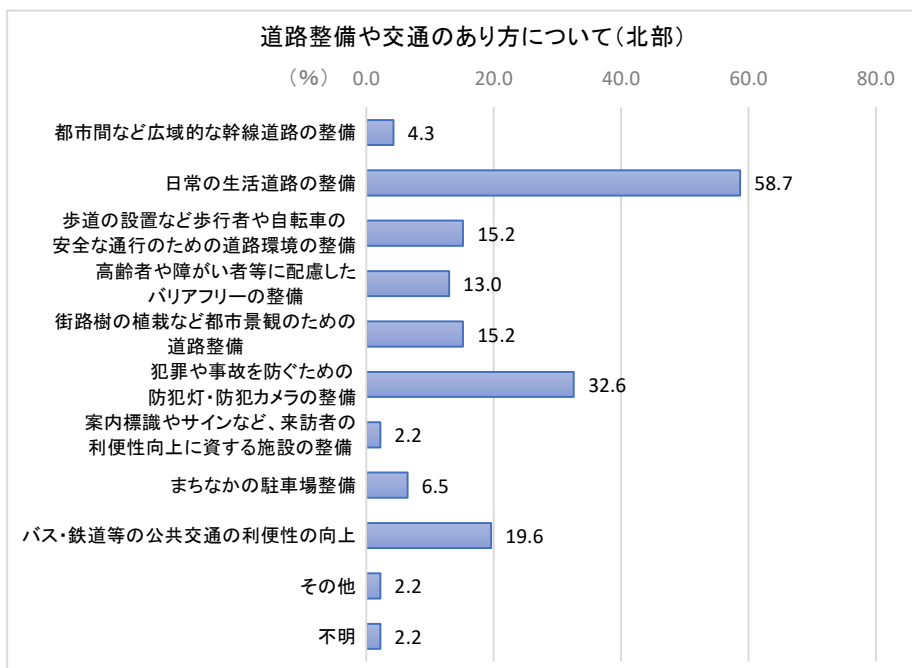
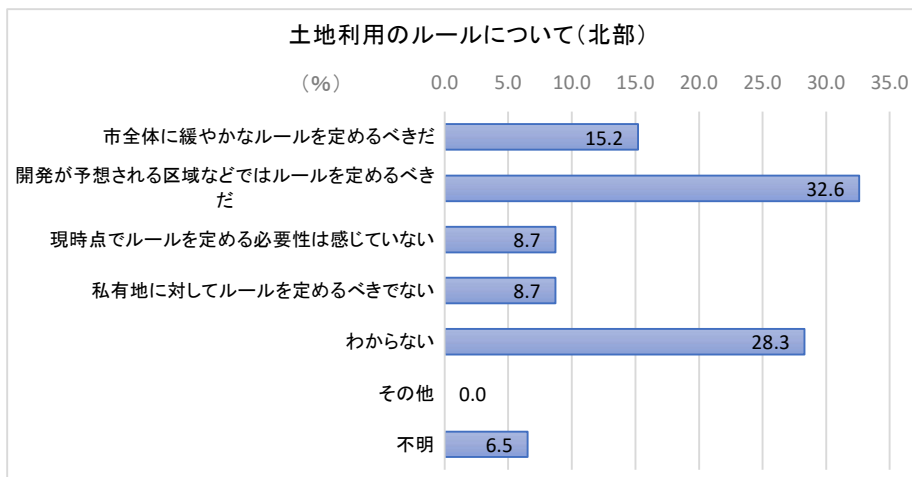
- 北部地域は狭あいな道路が多く、特に荘内半島では、幹線道路となる県道も狭あいなものとなっており、アクセス機能や防災機能、歩行者等の安全確保が十分ではありません。
- 粟島、志々島では、航路が日常生活に欠かせない交通手段となっています。

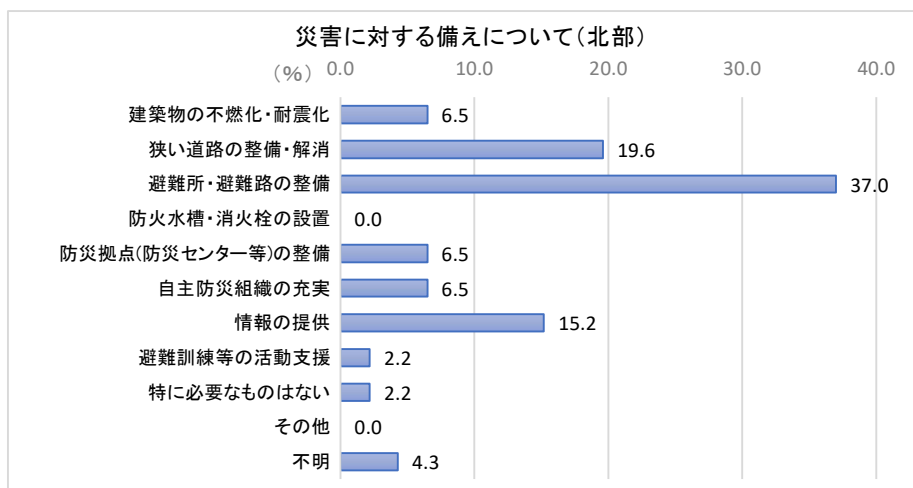
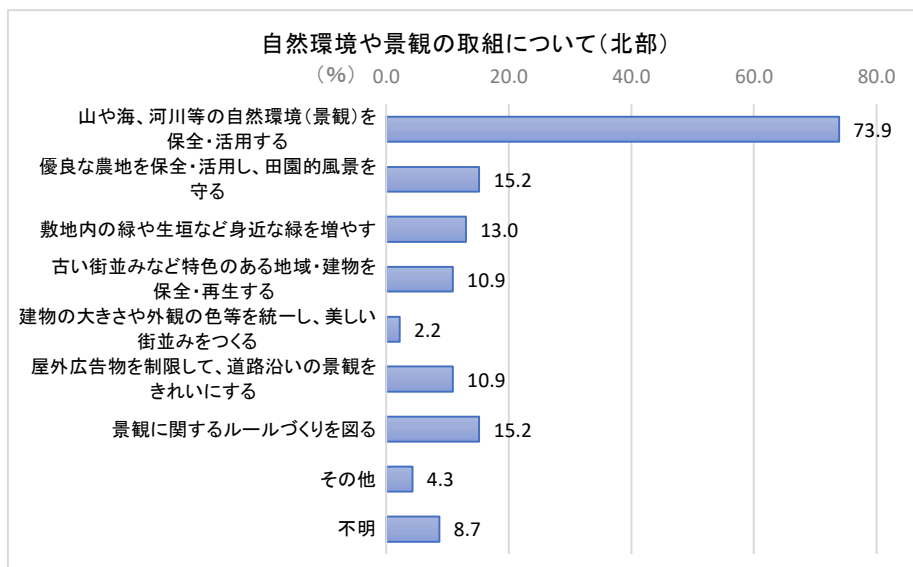
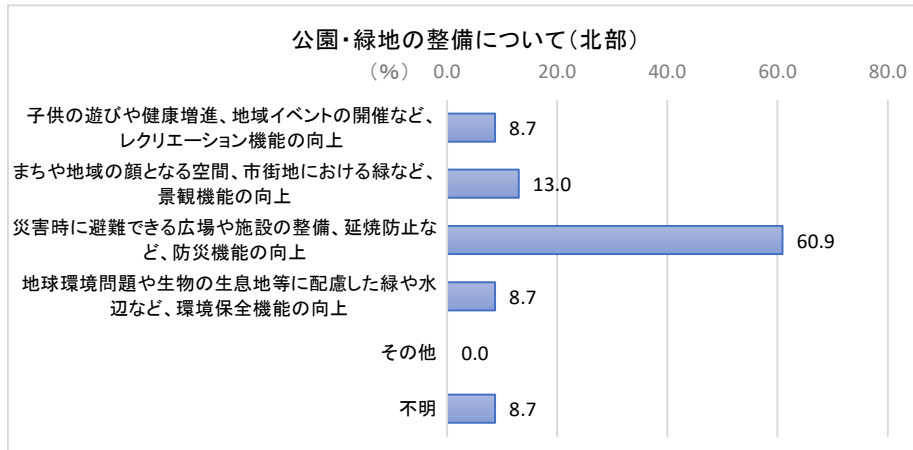
【その他】

- 老朽化した建物も多く、不燃化や耐震化などへの対応が十分ではありません。
- 平地が少なく、農地の大部分が傾斜地の畑であるため、園芸作物（果樹、野菜、花き）が主たる農産物となっています。
- 底引き網を主体とした漁船漁業や養殖漁業が営まれています。
- 風光明媚な瀬戸内海や海岸線、紫雲出山など山間部や島々に広がる豊かな自然環境など、北部地域の魅力の根源ともなる良好な景観資源を多く有しており、三豊市の観光・レクリエーションに重要な役割を果たしています。
- 荘内半島では、多くの浦島太郎伝説が語り継がれています。

【市民意向】

- 土地利用のルールについて、何らかのルールを定めるべきが合わせて 47.8%となっています。
- 道路整備や交通のあり方について、生活道路の整備が 58.7%と最も多くなっています。
- 公園・緑地の整備について、防災機能の向上が 60.9%と最も多くなっています。
- 自然環境や景観の取組について、自然環境を保全・活用するが 73.9%と最も多くなっています。
- 災害に対する備えについて、避難所・避難路の整備が 37.0%と最も多くなっています。





2) 地域の将来像

地域づくりの目標

豊かな自然環境や歴史文化を活かした、暮らし交わるまちづくり

地域づくりの方針

- 居住環境や生活利便性との共生を基本として、良好な自然環境の保全・活用を図ります。
- 地域特性に応じた交通体系のあり方を検討します。
- 自然環境や歴史文化などを活かした観光・レクリエーション機能の充実を図ります。

		
<p>■瀬戸内の島しょ部</p>	<p>■紫雲出山の桜</p>	<p>■志々島の大楠（樹齢1200年）</p>
		
<p>■フラワーパーク浦島 （マーガレット畑）</p>	<p>■ル・ポール栗島</p>	<p>■栗島海洋記念館</p>

3) 地域づくりの方針

【土地利用】

- ・自然との共生の観点から、良好な居住環境の維持・創出に努めながら、山間部や丘陵地、里山、農地、瀬戸内海やその海岸線、河川、ため池など、良好な自然環境の保全と活用に努めます。
- ・自然環境保全ゾーンでは、居住環境の維持や林業資源の有効活用、レクリエーション機能の維持・充実を図りつつ、豊かな自然環境を保全します。
- ・大浜ほかの自然海浜保全地区など、良好な自然環境の保全に努めます。

【都市施設】

- ・道路や航路、コミュニティバスなど交通手段を総合的に捉えた交通体系の再構築や機能強化により、離島や荘内半島における交通手段の確保、都市拠点や他都市との連携強化に努めます。
- ・日常生活に密着した生活道路では、バリアフリー化や歩行空間の確保、安全施設の設置など計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、市民との協働のもと、適正な維持管理に努めます。
- ・現在策定中の地域公共交通計画において、地域公共交通のあり方や整備の方針、新たな交通手段などを検討します。
- ・荘内半島一帯、粟島などの島しょ部など、本市の魅力でもあるこれらの地域資源を活用し、広域レクリエーション施設として、レクリエーション機能の充実やアクセス強化を図り、交流人口の増加に繋がります。

【その他】

- ・日常生活に潤いと安らぎを与える水辺環境の保全に努めるとともに、親水空間の維持・創出を図ります。
- ・農業施策や観光施策と連携し、日本一の生産量を誇るマーガレットなど、花き栽培の景観・観光資源として活用を推進します。
- ・防災施設やライフラインの整備に努めるとともに、自主防災組織などの体制を整え、地域の防災力向上に努めます。

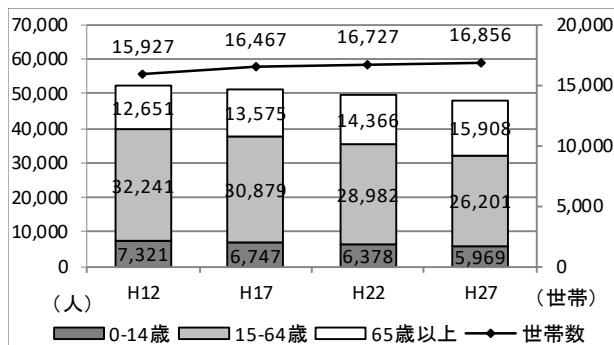
3.中部地域

1) 地域の概況

- 高瀬町の一部、三野町、豊中町、詫間町の一部、仁尾町からなる三豊都市計画区域を対象とした地域で、三豊平野を中心として市街地と田園集落が広がっています。

【人口】

- 平成 27 年現在の人口は 48,203 人であり、市全体の 73.6%を占めています。
- 地域の人口は減少傾向にあり、平成 12 年から 15 年間で 4,018 人減少しています。
- 平成 27 年現在の高齢化率は 33.0%であり、市全体 (34.2%) より 1.2 ポイント低くなっています。
- 地域の世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年現在で 16,856 世帯です。
- 地域の世帯人員は減少傾向にあり、平成 27 年現在で 2.86 人/世帯と核家族化の進展がみられます。



■ 中部地域

資料: 国勢調査

		H12	H17	H22	H27
総人口	人	52,221	51,201	49,787	48,203
0-14歳	人	7,321	6,747	6,378	5,969
	%	14.0	13.2	12.8	12.4
15-64歳	人	32,241	30,879	28,982	26,201
	%	61.7	60.3	58.2	54.4
65歳以上	人	12,651	13,575	14,366	15,908
	%	24.2	26.5	28.9	33.0
世帯数	世帯	15,927	16,467	16,727	16,856
世帯人員	人/世帯	3.28	3.11	2.98	2.86

※高瀬町上高瀬・上勝間は全域を計上。

資料: 国勢調査

【土地利用】

- 豊中・詫間・仁尾の都市計画区域を統合し、新たに高瀬町の一部及び三野町を含んだ三豊都市計画区域が指定されました。
- 豊かな田園地帯を形成する三豊平野に位置し、地域の多くが農用地区域に指定されています。
- 三豊平野の中央部をJR予讃線、国道 11 号が走り、その周辺に市街地が形成されています。
- 三豊市役所、豊中・詫間支所周辺では、商業・業務施設や公共公益施設など高次な都市機能を有し、まとまりのある市街地が形成されています。
- 三野・仁尾支所周辺には、公共公益施設などの都市機能が集積し、地域の生活拠点となっています。
- 大部分が低密度な住宅地を形成していますが、詫間町や仁尾町など一部の既成市街地では、木造住宅が密集し、狭あいな道路や老朽化した建築物がみられます。
- 市街地や田園集落の工業施設など、一部の地域で用途の混在がみられます。
- 三豊都市計画区域では、用途地域などの地域地区は指定されていません。
- 妙見山 (155ha)、四国山 (83ha)、蔦島 (36ha) に風致地区が指定されています。
- 詫間港 (約 25ha) 及び仁尾港 (約 10ha) に臨港地区が指定されています。
- 国道 11 号及び JR 予讃線沿線などでは、今後も開発等により市街地の連続性が高まることが予想されます。
- 陣山工業団地、臨海工業団地が計画的に整備されています。

【都市施設】

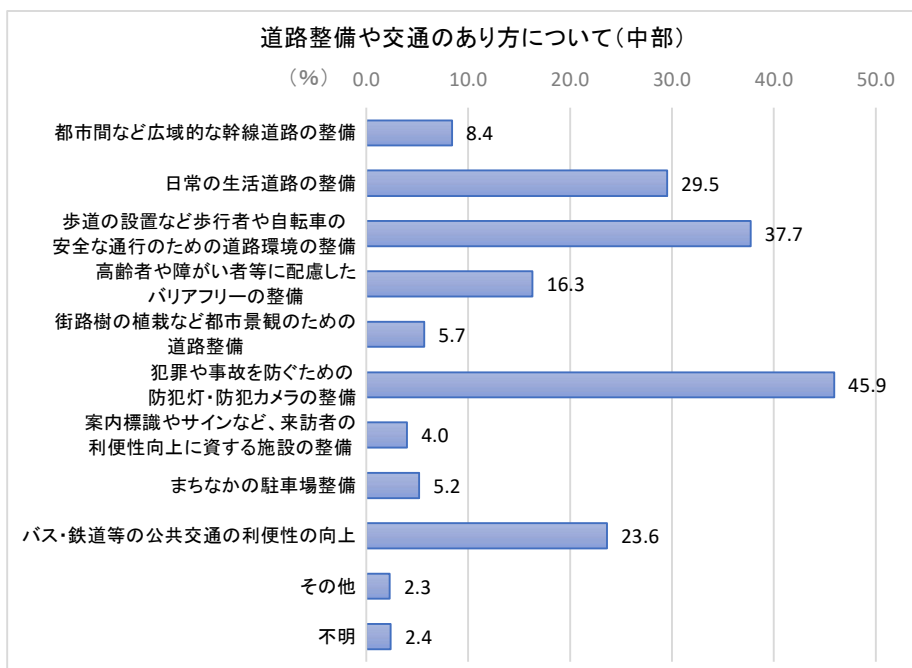
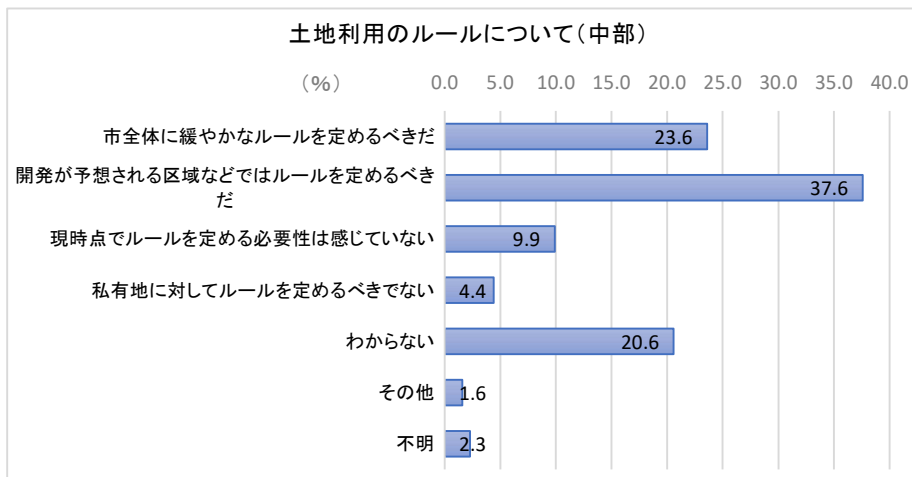
- 四国内外の主要都市間を結ぶ高松自動車道、骨格となる国道 11 号及びさぬき浜街道を県道・市道等が補完して道路網が形成されています。
- JR予讃線が地域の中央部を走り、四国内外への移動の手段となっています。
- 都市計画道路が 15 路線指定され、概ね整備は完了する中、幹線道路である国道 11 号が現在整備中となっています。
- 既成市街地や集落内の生活道路では、狭あいな道路も多く見られ、歩行者等の安全確保が十分ではありません。
- 詫間駅では駅前広場が 0.35ha 整備され、仁尾公園の北東には交通広場が 0.44ha 整備されています。
- 都市計画決定された公園・緑地が 8 箇所指定され、すべて供用率が 100%となっています。
- 詫間町で都市下水路が 1 箇所（排水面積 51.4ha）都市計画決定されています。
- 古江上川の 430m が都市計画決定されています。

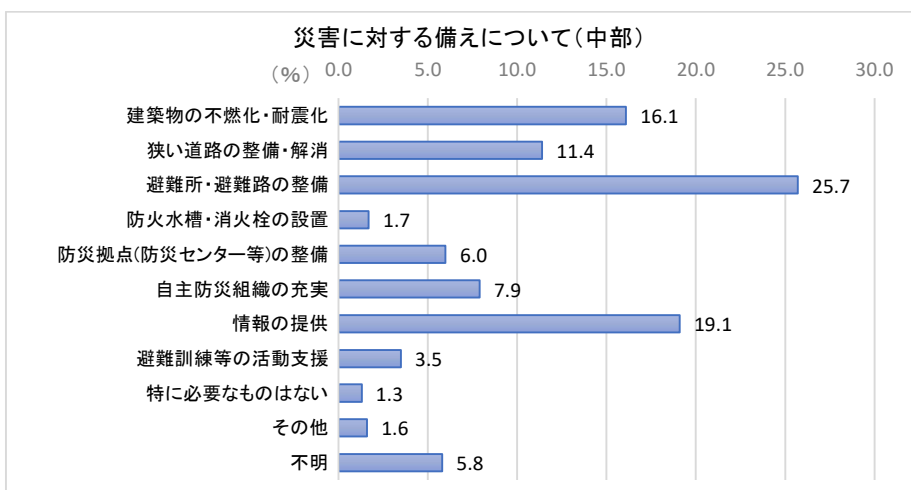
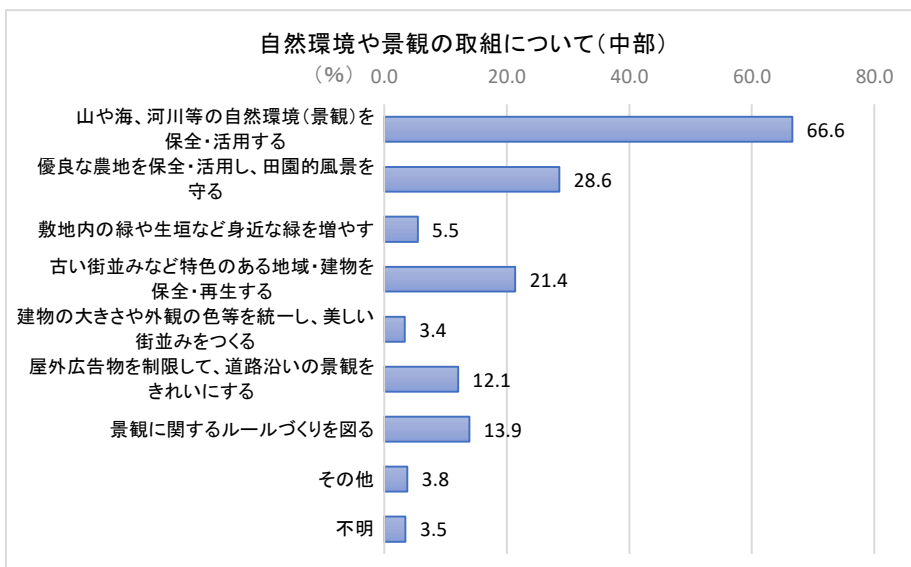
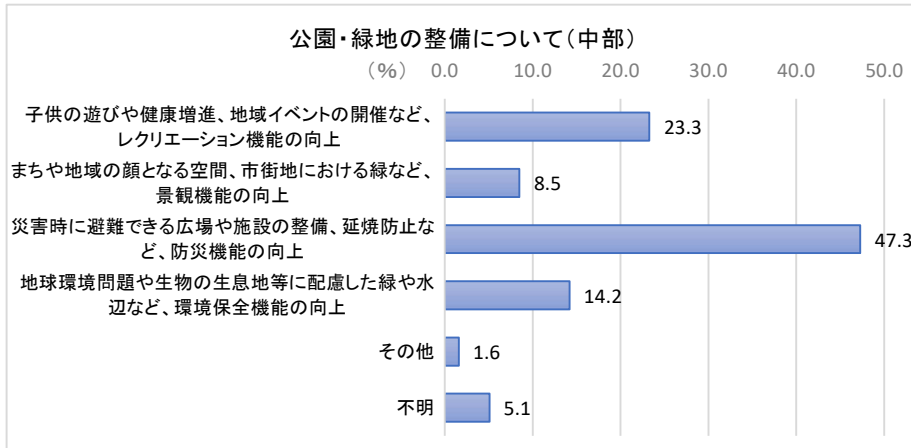
【その他】

- 老朽化した建物も多く、不燃化や耐震化などへの対応が十分ではありません。
- 地域の大部分が農業振興地域に指定され、良好な田園景観を創り出しています。
- 風光明媚な瀬戸内海、父母ヶ浜などの海岸線、鶯島など豊かな自然環境、城下町・港町として栄えた仁尾の歴史的街並みなど、良好な景観資源を多く有しています。また、これらの景観資源やマリナー・海水浴場等の海洋レジャー施設などにより、三豊市の観光・レクリエーションに重要な役割を果たしています。
- 七宝山の斜面緑地、弥谷山や塩生山、貴峰山、博智山、高尾木山などの緑地は、市街地の背景として良好な景観を創出しています。
- 大小多くのため池が点在し、高瀬川などの河川とともに生活に潤いと安らぎをもたらしています。

【市民意向】

- 土地利用のルールについて、何らかのルールを定めるべきが合わせて61.2%となっています。
- 道路整備や交通のあり方について、防犯整備が45.9%と最も多く、次いで安全な通行のための道路環境整備、生活道路の整備となっています。
- 公園・緑地の整備について、防災機能の向上が47.3%と最も多くなっています。
- 自然環境や景観の取組について、自然環境を保全・活用するが66.6%と最も多くなっています。
- 災害に対する備えについて、避難所・避難路の整備が25.7%と最も多くなっています。





2) 地域の将来像

地域づくりの目標

生活利便性と自然環境を兼ね備えた、暮らし快適なまちづくり

地域づくりの方針

- 三豊市役所、豊中・詫間支所周辺を「都市拠点」として位置付け、都市機能の集積・充実、まちなか居住などにより都市活力を高めます。
- 三野・仁尾支所周辺を「地域振興拠点」として位置付け、日常生活に必要な都市機能の充実を図ります。
- 都市のあり方や居住環境、生活利便性に配慮しながら、計画的な土地利用を推進します。
- 三豊の中心として、地域間及び都市間の連帯・連携に配慮した交通ネットワークを整備します。
- 交通アクセスの利便性や既存の産業基盤を活かしつつ、工業・流通業務施設の集積や優良企業の誘致、必要に応じた用地確保などによる産業の活性化を図ります。
- 自然との共生を図りつつ、良好な自然環境の保全に努めます。

		
<p>■三豊市役所</p>	<p>■マリンウェーブ</p>	<p>■本山寺</p>
		
<p>■津嶋神社</p>	<p>■父母ヶ浜</p>	

3) 地域づくりの方針

【土地利用】

- ・三豊市役所、豊中・詫間支所周辺を都市拠点に位置付け、求められる役割に応じた高次の都市機能を維持・向上させ、求心力の高い区域形成を図ります。
- ・三野・仁尾支所周辺を地域振興拠点に位置付け、日常的な商業業務機能や生活関連サービス機能の充実、良好な居住環境の形成を図ります。
- ・用途純化や無秩序な開発の抑制など、秩序ある良好な居住環境の形成、効率的な公共投資という観点から、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域の指定、地区計画制度など各種手法の活用を検討します。
- ・居住環境の改善や空き家など既存ストックの有効活用、住み替え促進、多様なニーズに応じた賃貸住宅の供給促進を図り、まちなか居住を促進します。
- ・国道 11 号沿道では、既存の商業機能の集積を活かしながら、周辺生活環境への影響に配慮しつつ、商業地としての土地利用を維持します。
- ・市街地ゾーンの低・未利用地や農地を活用した宅地供給を促進するとともに、多様なニーズに応じた住宅を供給することで、量及び質の充足に努め、定住人口の増加を促します。
- ・仁尾町の既存市街地では、昔ながらの良好な街並みを活かしつつ、地区計画や街並み環境整備事業等による基盤整備やオープンスペースの確保を検討し、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・密集市街地では、住環境整備等による基盤整備やオープンスペースの確保、建て替え時の不燃化・耐震化を促進し、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・自然との共生の観点から、良好な居住環境の維持・創出に努めながら、山間部や丘陵地、里山、農地、瀬戸内海やその海岸線、河川、ため池など、良好な自然環境の保全と活用に努めます。
- ・詫間駅から須田港に至る区域では、交通利便性及び観光・交流という観点から、観光サービス施設や商業施設の立地を誘導するとともに、詫間駅周辺を交流拠点、詫間港及び須田港周辺を観光拠点として機能充実を図ります。
- ・拠点以外の集落地では、田園環境との調和を図りながら、必要に応じた生活道路の整備等により居住環境を整え、ゆとりある田園集落の形成を図ります。
- ・一団の優良農地や営農意識の高い農地では、農業生産基盤の維持・整備に努め、将来にわたって生産力の高い農地を維持・保全します。
- ・工業流通ゾーンでは、工業・流通業務施設の立地を誘導するとともに、基盤整備やアクセス強化を図り、都市活動を先導する地区を形成します。
- ・交通利便性を活かし、必要に応じた用地の確保や基盤整備などを進め、優良企業の誘致及び住宅地等に立地する工場等の移転など、工業・流通施設の集積を図ります。
- ・自然環境保全ゾーンでは、居住環境の維持や林業資源の有効活用、レクリエーション機能の維持・充実を図りつつ、豊かな自然環境を保全します。
- ・金坂地区ではマリナーなどを活かしつつ、マリンレジャー機能を強化し、交流人口の増加を図ります。
- ・弥谷山自然環境保全地域、妙見山ほかの風致地区、七宝山緑地環境保全地域など、良好な自然環境の保全に努めます。
- ・開発等の際には、周辺自然環境との調和に配慮するとともに、地区計画や建築協定等の制度を

活用した良好な街並み形成を誘導します。

【都市施設】

- 道路や鉄道、コミュニティバスなど交通手段を総合的に捉えた交通体系の再構築や機能強化により、拠点や他都市との連携強化に努めます。
- 広域幹線道路である国道 11 号の 4 車線化をめざします。
- 拠点及び都市間の連携強化、道路ネットワークの充実という観点から、県道の未改良区間の整備や機能強化、適正な維持管理を県に働きかけます。
- 日常生活に密着した生活道路では、バリアフリー化や歩行空間の確保、安全施設の設置など計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、市民との協働のもと、適正な維持管理に努めます。
- 詫間港の物流機能の強化を図るため、港湾地区の機能充実や港湾施設の整備を促進します。
- 仁尾港のマリンレジャー機能の強化を図るため、港湾地区の機能充実や港湾施設の整備を促進します。
- 都市拠点としての機能充実、交通利便性の向上、三豊の玄関口としての魅力向上などを図るため、JR高瀬駅周辺の一体的な整備を推進します。
- 現在策定中の地域公共交通計画において、地域公共交通のあり方や整備の方針、新たな交通手段などを検討します。
- 弥谷山ふれあいの森公園など特色ある公園では、その特色を維持し、利用者ニーズに応じた機能の強化などにより、施設利用者の増加を図ります。
- 緑ヶ丘総合運動公園では、スポーツ振興や次世代育成を目的とした交流拠点づくりを進めるとともに、規模の大きな都市公園では、レクリエーション機能や防災機能の充実に努めます。
- 身近な公園・広場を計画的に配置し、老朽施設の改修、利用者ニーズに応じた整備を図ります。

【その他】

- 妙見山や七宝山の斜面緑地を積極的に保全し、良好な市街地背景として活用します。
- 塩生山や貴峰山、葛ノ山、爺神山、山条山などは、市街地に近接する良好な緑地景観として保全を図ります。
- 高瀬川ほか河川、ため池、海岸線など、日常生活に潤いと安らぎを与える水辺環境の保全に努めるとともに、親水空間の維持・創出を図ります。
- 本市の景観の特徴である田園景観については、農業施策との連携を図りながら保全に努めます。
- 高瀬の都市拠点では、まちの顔となる景観の創出を図ります。
- 詫間港周辺では、ボードウォークなどを活かしつつ、海を臨む良好な景観を創出します。
- 仁尾町の歴史的街並みや父母ヶ浜など、観光資源としての活用に努めます。
- 防災施設やライフラインの整備に努めるとともに、自主防災組織などの体制を整え、地域の防災力向上に努めます。

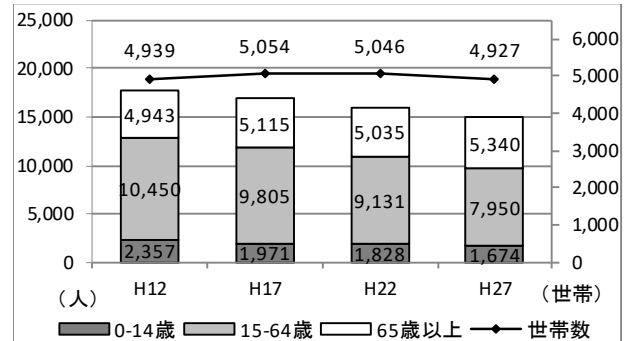
4.南部地域

1) 地域の概況

- 高瀬町の一部、山本町及び財田町からなる地域で、山間に農村集落が形成され、讃岐山脈へつながらる丘陵地には豊かな自然環境が広がっています。

【人口】

- 平成 27 年現在の人口は 14,974 人であり、市全体の 22.9%を占めています。
- 地域の人口は減少傾向にあり、平成 12 年から 15 年間で 2,780 人減少しています。
- 平成 27 年現在の高齢化率は 35.7%であり、市全体 (34.2%) より 1.5 ポイント高くなっています。
- 地域の世帯数は減少傾向にあり、平成 27 年現在で 4,927 世帯です。
- 地域の世帯人員は減少傾向にあり、平成 27 年現在で 3.04 人/世帯と核家族化の進展がみられます。



■南部地域

資料：国勢調査

		H12	H17	H22	H27
総人口	人	17,754	16,891	15,997	14,974
	0-14歳				
	人	2,357	1,971	1,828	1,674
	%	13.3	11.7	11.4	11.2
15-64歳	人	10,450	9,805	9,131	7,950
	%	58.9	58.0	57.1	53.1
65歳以上	人	4,943	5,115	5,035	5,340
	%	27.8	30.3	31.5	35.7
世帯数	世帯	4,939	5,054	5,046	4,927
世帯人員	人/世帯	3.59	3.34	3.17	3.04

※高瀬町上高瀬・上勝間は含まない。

資料：国勢調査

【土地利用】

- 地域の大部分を山林及び農用地が占め、谷間の平地に集落が形成されています。
- 山本・財田支所周辺には、公共公益施設が集積し、地域の生活拠点となっています。
- 農地転用や新築などは活発ではありません。
- 神田工業団地、原下工業団地、丸谷工業団地が計画的に整備されています。

【都市施設】

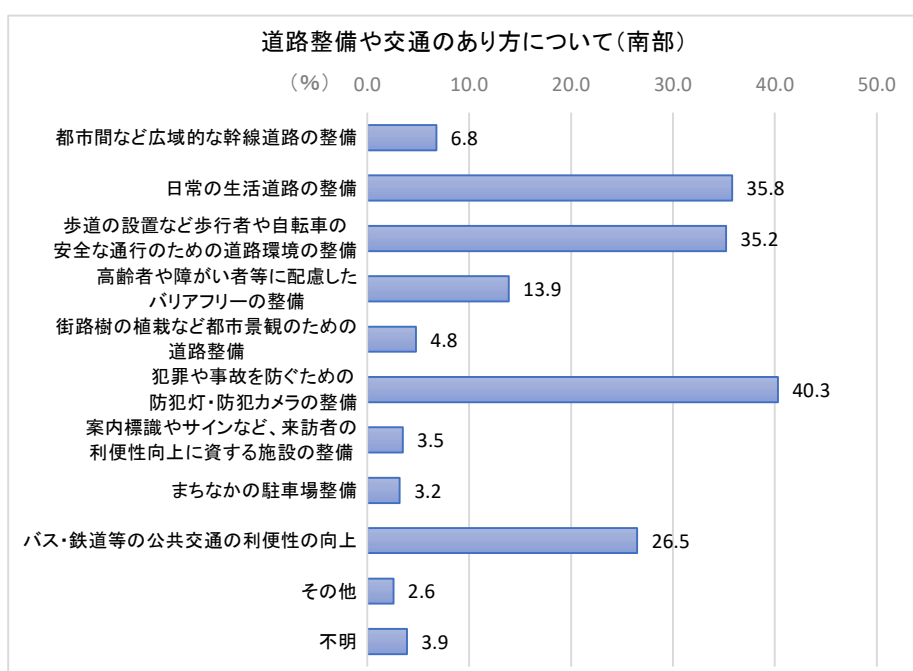
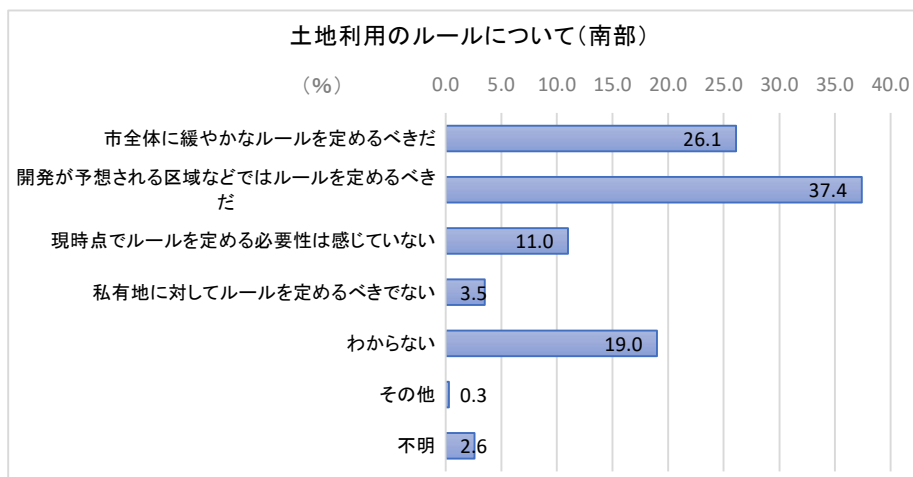
- 広域的な連携軸である国道 32 号、国道 377 号、拠点間の連携軸である県道観音寺池田線、西讃広域農道を県道・市道等が補完して道路網が形成されています。
- J R土讃線が地域の南部を走り、四国内外への移動の手段となっています。
- 山本ふれあい公園、朝日山森林公園、宝山湖公園などが整備されています。

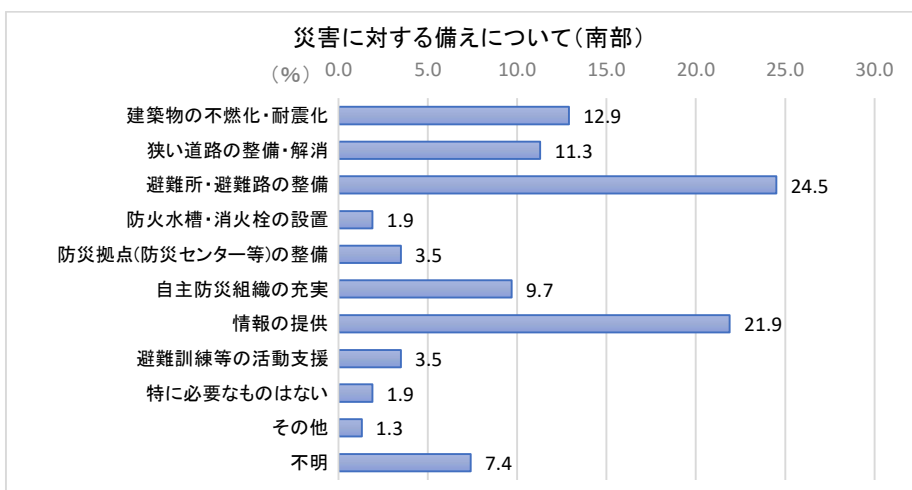
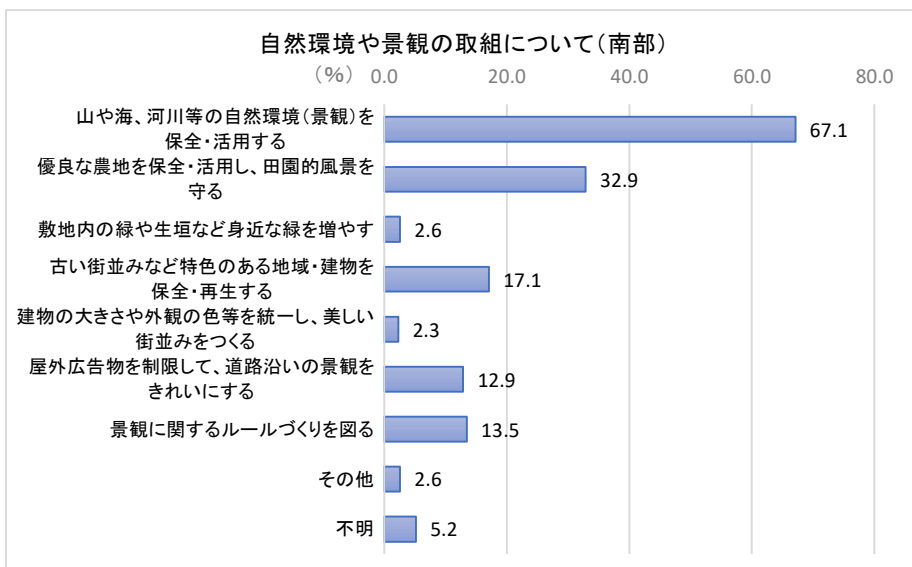
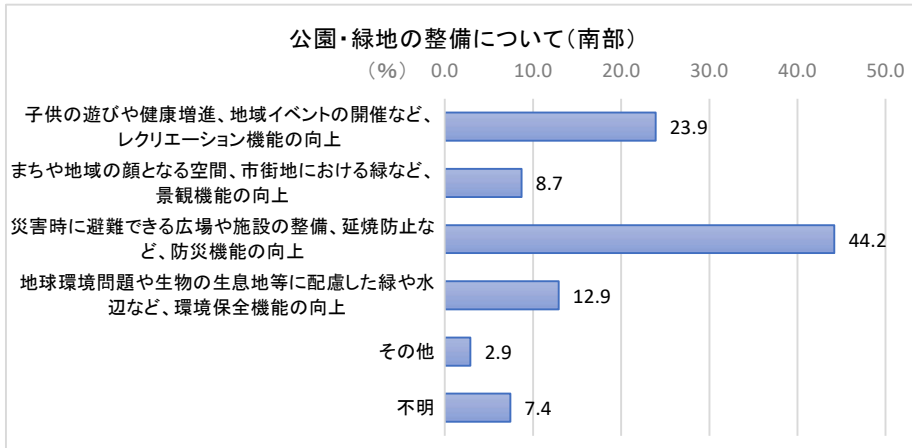
【その他】

- 老朽化した建物があり、不燃化や耐震化などへの対応が十分ではありません。
- 讃岐山脈に連なる山々や農地、財田川、ため池などの自然環境を有し、これらと調和した、良好な街並みが形成されています。

【市民意向】

- 土地利用のルールについて、何らかのルールを定めるべきが合わせて 63.5%となっています。
- 道路整備や交通のあり方について、防犯整備が 40.3%と最も多く、次いで生活道の整備、安全な通行のための道路環境整備となっています。
- 公園・緑地の整備について、防災機能の向上が 44.2%と最も多くなっています。
- 自然環境や景観の取組について、自然環境を保全・活用するが 67.1%と最も多くなっています。
- 災害に対する備えについて、避難所・避難路の整備が 24.5%と最も多くなっています。





2) 地域の将来像

地域づくりの目標

みどりに包まれ、暮らしのどかなまちづくり

地域づくりの方針

- 山本・財田支所周辺を「地域振興拠点」として位置付け、日常生活に必要な都市機能の充実を図ります。
- 暮らしの利便性を確保しつつ、農村環境の維持・保全に努めます。
- 地域特性に応じた交通体系のあり方を検討します。
- 良好な自然環境の保全・活用に努めます。

		
<p>■高瀬町の茶畑</p>	<p>■たからだの里（物産館）</p>	<p>■山本河川敷</p>
		
<p>■朝日山森林公園</p>	<p>■財田町の釈迦堂</p>	<p>■宝山湖</p>

3) 地域づくりの方針

【土地利用】

- ・山本・財田支所周辺を地域振興拠点に位置付け、日常的な商業業務機能や生活関連サービス機能の充実、良好な居住環境の形成を図ります。
- ・自然との共生の観点から、良好な居住環境の維持・創出に努めながら、山間部や丘陵地、里山、農地、河川、ため池など、良好な自然環境の保全と活用に努めます。
- ・拠点以外の集落地では、田園環境との調和を図りながら、必要に応じた生活道路の整備等により居住環境を整え、ゆとりある田園集落の形成を図ります。
- ・一団の優良農地や営農意識の高い農地では、農業生産基盤の維持・整備に努め、将来にわたって生産力の高い農地を維持・保全し、良好な田園環境の維持に努めます。
- ・居住環境の維持や林業資源の有効活用、レクリエーション機能の維持・充実を図りつつ、豊かな自然環境を保全します。
- ・小松尾山緑地環境保全地域、大水上緑地環境保全地域など、良好な自然環境の保全に努めます。

【都市施設】

- ・道路や鉄道、コミュニティバスなど交通手段を総合的に捉えた交通体系の再構築や機能強化により、都市拠点や他都市との連携強化に努めます。
- ・拠点及び都市間の連携強化、道路ネットワークの充実という観点から、整備や機能強化、適正な維持管理を促進します。
- ・日常生活に密着した生活道路では、バリアフリー化や歩行空間の確保、安全施設の設置など計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、市民との協働のもと、適正な維持管理に努めます。
- ・現在策定中の地域公共交通計画において、地域公共交通のあり方や整備の方針、新たな交通手段などを検討します。
- ・朝日山森林公園など特色ある公園では、この特色を維持し、利用者ニーズに応じた機能の強化などにより、施設利用者の増加を図ります。
- ・山本ふれあい公園、宝山湖公園など、規模の大きな公園では、レクリエーション機能や防災機能の充実に努めます。
- ・身近な公園・広場を計画的に配置し、老朽施設の改修、利用者ニーズに応じた整備を図ります。

【その他】

- ・生活に潤いと安らぎをもたらす緑地として、山地や丘陵地を保全します。
- ・財田川やため池など、日常生活に潤いと安らぎを与える水辺環境の保全に努めるとともに、親水空間の維持・創出を図ります。
- ・本市の景観の特徴である田園景観については、農業施策との連携を図りながら保全に努めます。
- ・防災施設やライフラインの整備に努めるとともに、自主防災組織などの体制を整え、地域の防災力向上に努めます。

第V章 実現に向けて

1.まちづくりの推進

1) 基本的な考え方

複雑・多様化するニーズを的確に捉え、自らの意志と責任に基づくまちづくりを進めていくためには、「自主・自立」の精神のもと、市民のまちづくりへの主体的な関わりと、企業の協力、行政による体制づくりが必要です。

こうしたことから、市民・企業・行政の役割分担と相互の協働によって、都市計画マスタープランの実現をめざします。

2) まちづくりの推進

▽関係機関及び庁内の連携充実

国や香川県、その他関係機関との連携体制を充実しつつ、将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進します。また、市民ニーズへの柔軟な対応を図るため、庁内においても個々に事業を実施するのではなく、関係各課が連携し、一体的・横断的に取り組むことで相乗効果を高め、より効果的な事業実施を推進します。

そのためにも、研修の実施などによる庁内の人材育成等に努めます。

▽まちづくりへの参加

自治会やボランティア団体、NPO、各種団体、企業など多様な主体と連携しつつ、市民主体のまちづくりを推進します。

そのためにも、まちづくりに関する情報提供や市民・団体等のまちづくり活動への支援を図るとともに、ワークショップの開催や社会実験の導入、パブリックコメント制度の活用、公募委員の募集など、市民・団体等がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

▽情報公開

都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などに関する情報を広報紙やホームページなどを通じて公開し、市民への周知を図ります。

▽まちづくりを支援する制度の活用

将来都市像の実現に向けて、地域地区や地区計画、建築協定、緑地協定など都市計画に関する各種手法を活用します。

また、社会資本整備総合交付金など実現可能な各種の整備手法を検討し、将来都市像の実現をめざします。

2.まちづくりの展開

▽都市計画の決定・変更

都市計画の決定・変更については、社会情勢や地域特性、計画の熟度、住民意向などを判断しながら、適切な時期に実施します。

▽都市計画マスタープランの見直し

社会経済情勢の変化や地域の状況の変化、さらには上位計画である「三豊市第2次総合計画」、香川県が策定する「都市計画区域マスタープラン」との整合性を図るため、必要に応じた見直しを実施します。



三豊市都市計画マスタープラン

発行年月／令和3年6月

発行／三豊市

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

編集／三豊市 建設部都市整備課